

## 第4回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和5年9月8日（金）

午前 9時30分 開 会  
委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

なお、高橋雅一議長は、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから令和4年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会いたします。

次に、内記町長並びに柿崎教育長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本委員会に付託されました議案は、令和4年度各会計決算9認定議案であります。

会議の前に委員及び執行機関の皆さんにお願いをしておきます。委員各位におかれましては、質問する内容について改めて調べておられることと思いますが、各課の審査の冒頭で担当課長から本日の出席職員の職、氏名、主な担当業務を紹介した後に歳入歳出決算の概要説明を受けて審査していきたいと思っております。

審査は各課ごとに行い、各課ごとの一般会計の質疑に関し、歳入については一括で、歳出についてはページごとに進めます。一方、特別会計については歳入歳出とも一括して質疑を受けますので、よろしく願います。

本特別委員会では、質問の回数制限は設けませんが、ただ単に事業の内容を問うもの、計数のみを問うような質問はご遠慮いただきたいと思っております。十分質疑を尽くしていただきたいと思っております。

また、西和賀町議会では前定例会よりタブレット端末を使用し、ペーパーレス化に取り組ん

でおりますので、質問者、答弁者とも質問、答弁する資料とページを明確にしてから発言するようお願いします。あわせて、質問者、答弁者は簡潔明瞭に願います。

特別委員会に出席した説明員の答弁に当たっては、課長代理まで答弁できることとしておりますが、答弁する説明員は挙手し、当職の許可を得てから答弁するようにしてください。

初めに、特別委員会の日程について、印刷配付のとおり本日から9月13日までの審査の日程で終わるようにしたいと思っておりますが、この際確認を取ります。本日は総務課、ふるさと振興課、町民課、企画課、観光商工課の審査を、9日と10日は休会といたします。11日は健康福祉課、税務課、農業委員会事務局、農業振興課、林業振興課、さわうち病院の審査を、12日は学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の審査を、13日は会計課を含め総括的な質疑を行いたと思いますが、この日程で異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議なしと認めます。

なお、改めて申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑にあつては複数の課にわたる決算に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問はこれを認めませんので、ご協力をお願いいたします。改めて、委員各位と執行機関の皆さんの議事進行に対するご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。初めに、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出

金、選挙管理委員会であります。

総務課長より決算の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 改めまして、おはようございます。総務課並びに選挙管理委員会に係る令和4年度決算審査、よろしく願いいたします。

説明の前に、本日出席しております総務課職員を紹介させていただきます。なお、紹介は職、氏名、主な業務の順で紹介いたします。初めに、私の左側になりますが、課長代理、高橋毅です。主な業務は、入札、庁内ネットワークのほかデジタル関係などでございます。次に、主査、佐々木一成、主な業務は財産管理、庁舎管理、選挙管理委員会関係でございます。次に、主任、高橋宏希、主な業務は地域防災計画、災害対応になります。次に、私の右側になりますが、課長代理、小松睦美、主な業務は町議会、庁議、職員の任免などでございます。次に、主査、北島幸子、主な業務は条例等の審査並びに交付及び告示、情報公開、研修などでございます。次に、主査、三浦美穂、主な業務は会計年度任用職員の任免、配置、給与、福利厚生などでございます。最後に、私は総務課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で職員の紹介を終わります。

それでは初めに、配付しております一般会計歳入歳出決算書（抜粋）についてですが、総務課分の歳入が1ページから4ページまで、総務課分の歳出が5ページから18ページまで、選挙管理委員会分の歳入が19ページ、20ページ、次に選挙管理委員会分の歳出が21ページから24ページまでとなっております。

それでは、総務課分の決算の概要から説明いたします。配付しております抜粋した決算書に基づき歳出を中心に説明いたします。総務課の決算関係については、一般会計の歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金になります。

初めに、2款の総務費についてです。5ペー

ジから10ページの2款1項1目一般管理費は、二役人件費、職員人件費、旅費、交際費、コピー機、印刷機の用紙代、電話料、職員生活習慣病予防健診等の手数料、町の例規関係の業務委託料、使用料、非常勤職員公務災害補償負担金などでございます。

また、一般国道107号が大石地区の災害に伴い、令和3年5月1日から通行止めとなったことから、天ヶ瀬地区住民で北上方面に通勤する方を対象とし、通勤燃料費助成を行いました。事業概要は、決算附属資料の55ページに記載してございます。

9ページから12ページの2款1項5目財産管理費は、湯田庁舎及び公用車等の維持管理費、庁舎等改修事業並びに基金造成事業であります。湯田庁舎等管理費では、湯田庁舎の地下油タンク廃止工事、旧西和賀消防署屋根雪害修繕や旧左草小学校教員住宅などの修繕を行っております。公用車管理費は、総務課所管の8台の公用車の維持管理を行っております。庁舎等改修事業は、令和4年度から繰越しとなっております。湯田庁舎耐震改修等工事を実施するとともに、旧開発総合センターの解体工事を行っております。なお、旧開発総合センター解体工事については、外構改修の施工が冬期間となり工事期間が確保できないことから、令和5年度、今年度に繰越しをしておりますが、今年の5月31日に工事は完了してございます。基金造成事業は、町が行う庁舎及び公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため、西和賀町庁舎等整備基金を創設し、5,000万2,000円を基金に積立てしてございます。

11ページ、12ページの2款1項6目企画費は、庁内のネットワークシステムのうち、住民情報系を除いたネットワークシステム、機器の保守業務委託料、賃借料などあります。昨年度は、マイナポータルサイトを利用した行政手続を進めるため、マイナポータルサイトで申請したデータを管理する機器及びシステムを導入してご

ざいます。

次に、4款の衛生費についてでございます。11ページから14ページ、4款1項5目ですが、保健センター費は保健センターの維持管理費に係る経費となっております。

次に、9款消防費についてです。13ページから16ページの9款1項1目非常備消防費は、消防団員の報酬など、消防団員及び婦人消防協力隊の活動に係る費用並びに消防車両の維持管理に係る経費になります。

15ページ、16ページの9款1項2目常備消防費は、北上地区消防組合への負担金であります。9款1項3目消防施設費では、消防団第1分団第3部、小繋沢の地区になりますが、小型動力ポンプ付積載車の更新を行い、消防力の強化を図ってございます。なお、これらの事業については、電源立地地域対策交付金657万3,000円並びに23款1項4目1節の消防債200万円を財源として実施したものでございます。事業概要につきましては、決算附属資料の56ページに掲載をさせていただきます。

15ページから18ページの9款1項4目防災対策費では、令和4年度西和賀町防災訓練を貝沢地区、若畑地区、川舟地区を対象に地震災害を想定した防災訓練を実施してございます。また、令和4年6月に全戸配布した防災マップの使い方や避難方法の説明会を開催してございます。備蓄関係では、町の地域防災計画で定める防災備蓄として、備蓄食の備蓄を計画的に行ってございますし、備蓄用の毛布のクリーニング・リパックをして保存期間を延ばしてございます。

次に、17ページ、18ページの13款諸支出金についてですが、令和4年度中に普通財産の取得がございませんでしたので、決算額はゼロとなっております。

続いて、選挙管理委員会分について、同様に歳出の内容を説明いたします。21ページから24ページになります。初めに、21ページ、22ページ、2款4項1目選挙管理委員会費及び2目選挙啓

発費については、選挙管理委員会委員報酬などの選挙管理委員会に係る経費及び啓発用資料購入費となります。

21ページから24ページにかけての3目参議院議員通常選挙費の選挙に係る執行経費となります。なお、参議院議員通常選挙費に関しては982万426円の執行委託金を歳入で受けてございます。

以上で総務課並びに選挙管理委員会の決算の概要について説明を終わります。決算審査、よろしく願いいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。選挙管理委員会分を除く歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、選挙管理委員会を除く歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。最初に、5、6ページで進めさせていただきたいと思います。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。7、8ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。9、10ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。11、12ページ。

北村嗣雄君。

1番 12ページのところで伺います。

旧西和賀消防署の屋根雪害修繕工事、この工事に対しては私も申し上げないのですが、旧消防署の再利用について、修理するに当たって今後見通しがついているのか、また具体的な利用ができているのか、予定が入っているのか、ちょっとその辺をお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 12ページの旧西和賀消防署屋根雪害修繕工事関連ということでのご質問で、旧消防署

の利活用の部分というふうにお伺いしました。現在旧西和賀消防署は、防災物品の倉庫として活用してございますし、あとそのほかに選挙管理物品等の倉庫として活用してございます。基本的にはそういった形で、倉庫という形で今活用するという形で運用してございます。今後もそういった形で継続していきたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、次に進めさせていただきます。

13ページ、14ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ。

高橋宏君。

8番 16ページの西和賀消防署の清掃の委託料が上がっておりますけれども、西和賀消防署は分庁舎制を引いて、旧沢内総合開発センター解体に伴って会議室が少ないということで、この2階もかなり使用をしていると思うのですが、使用料もたしかいただいていないで会議室を使用しているはずですが、そういう面もあつての清掃の委託料ということなのか、お伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 ご質問の16ページの西和賀消防署清掃業務委託料7万9,200円という部分でございます。現在、委員ご指摘のとおり、旧開発総合センターが解体されたということで会議室が少なくなった部分で、新しい消防署の会議室を利用させてもらってございます。初めに、ちょっと利用状況をお話しさせていただきますと、令和2年に完成した時点では、完成したばかりということで利用件数は4件でございましたが、令和3年で80件、令和4年、昨年度で121件の利用がございまして、121件ですので、365日からすると3分の1以上はまず利用されているということで、今年も8月まで44件の利用がございま

す。令和3年が少なかったのは、やっぱりコロナの関係なのかなという気はしてございます。こういう形で利用増えていますし、利用者の方に利用した部屋について、モップ等を備え付けておりますので、掃除はしてもらっているのですが、なかなか廊下とかトイレとかになると、手が回らない部分がございます。その部分をやっぱり委託しながら、きれいに管理したいということでの委託料でございました。

委員長 高橋宏君。

8番 令和4年に121件と、かなりの回数なのですけれども、もし利用したいという方が二重に重なった場合とかは総務課のほうで調整するのか、それとも直接消防署のほうで調整しているのか、そういうバッティングになる部分とかの調整についてはどのようになっているのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

利用者とのバッティングというご質問ですが、基本的に前もって利用の申請を総務課のほうに提出いただいて、その中で調整をして、もしバッティングするのであれば、その辺はちょっと総務課のほうで調整しながらという形で運用させてもらってございます。

委員長 高橋到君。

9番 同じ16ページ、ドローンの点検手数料で若干予算出ているようですが、年間どの程度使われたのか、どのようにして使われたのか、ちょっとその辺詳しいのをお願いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

ご質問の16ページのドローンの定期点検と、あとその利用状況ということでございましたが、年に1度、定期点検はしなければならなくて、業者のほうに持込みをして定期点検をさせてもらってございます。

あと、利用状況でございますが、月に一、二度ということで、例えば今回も消防署の屋根の

雪害等ありましたけれども、そういった場合は現状把握のために使ったりとか、あとは現場で建設課等がまさに被災状況の確認のためにドローンを飛ばしているという状況がございます。ただ、ちょっと数、全てを把握、今日はしてございませんので、月1回あるか、2回あるかという形での利用でございます。

委員長 高橋到君。

9番 ということは、この間の、つい何か月前かの大雨の場合にもこれを使ったということですか。

委員長 総務課長。

総務課長 大雨の際は、飛ばしておりません。

委員長 高橋到君。

9番 当然大雨の災害の現場を見に行くとか、そういうときも使っていないということですか。

委員長 総務課長。

総務課長 今回の大雨に関してはちょっと使っておりませんが、状況に応じては使われる場面は出てくるというふうに思います。

委員長 高橋到君。

9番 こういうときのためにこれを入れたのではなかったのですか。屋根の上の状況を見るときか、雪を見るときか、それよりも何よりも、こういう場合の、この間みたいな災害のときに使うという名目で入れたと思っていましたけれども、どうですか、それは。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

まさに委員おっしゃるとおり、利用目的とすれば、そういうことで導入をさせてもらってございます。お話あるとおり、雨が降っている中ではもちろん飛ばせない状況でしたし、終わってから飛ばす場面もあったかと思いますが、今回はちょっと利用していなかったということで、今後こういった場面での活用については再度検討してまいりたいというふうに思います。

委員長 高橋到君。

9番 それでは、ドローンを飛ばせる免許を持った人が職員の中に何名おりますか。

委員長 総務課長。

総務課長 免許を更新しているのは5人ございます。

委員長 高橋到君。

9番 やっぱり5人ぐらいでは、いざというときにこれを飛ばせないということも出てくると思いますので、もっともっと免許を取得させるという予定はありますか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

現時点でちょっと予算化はしてございませんが、今後の検討ということでお願いしたいと思います。

委員長 北村嗣雄君。

1番 再度お伺いします。

今のドローンの質問の、同僚委員からあったのですが、災害対策費の費用の保険料というのがございます、56万1,630円。これはどういう保険の仕組みなのか。

委員長 総務課長。

総務課長 ご質問の16ページの災害対策費用保険料56万1,630円という部分でございますが、こちらはまさに今回の災害もそうなのですけれども。避難指示または高齢者避難等を発令した場合、その費用の2分の1を保険金としてもらえるというものでございます。昨年度も一度警戒本部を設置してございまして、指示を出しているということでの……失礼しました。これは掛金でございますので、この分、掛けた分で、災害に遭った場合、その2分の1を保険料としてもらうというもので、今回補正予算で、人件費で時間外分で150万、経費かかってございますし、それ以外にもかかっている経費の部分の総額、今回200万ぐらいの総事業費だったと思いますが、そのうちの2分の1は保険料として今回いただくということに今考えてございます。そして、経費のまさに保険と、かかった分の保

険ということといただくものでございます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 そうしますと、これは年間、例えば1回のみならず、再度いろんな災害、あるいは対処費用が対象になるわけですか。

委員長 総務課長。

総務課長 そのとおりでございます。ただ、災害が大きく甚大になって災害救助法の適用になると、それは該当しなくなってくるというものでございます。

委員長 進めます。17、18ページ。

(なしの声)

委員長 続いて、選挙管理委員会分について、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで総務課への審査をひとまず終了し、次のふるさと振興課の審査に移るため、10時15分まで休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時15分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、ふるさと振興課の審査を行います。ふるさと振興課が所管するのは2款総務費であります。

ふるさと振興課長より決算の説明を求めます。

ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お疲れさまです。

ふるさと振興課です。初めに、出席者を紹介いたします。課長代理の内記良伸です。主な担当業務は、移住、定住や地方創生などです。その隣は、主査の高橋直幸です。主な担当業務は、

地方創生、かまちづくり事業、地域ブランド推進などです。その隣は、特命主幹の高橋勉です。主な担当業務は、地域づくり組織、集落支援員活動調整などです。それから、副主幹の高橋三智昭です。高橋副主幹は、企画課も兼務しており、両課の業務全般サポートしてもらっております。その隣は、主査の高橋和子です。主な担当業務は、ふるさと納税、婚活事業などです。その隣は、主査の高橋良栄です。主な担当業務は、空き家対策、NPO関係などです。最後に、私、ふるさと振興課長の高橋光世です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております令和4年度西和賀町一般会計歳入歳出決算書のふるさと振興課分の抜粋の決算書を御覧いただきたいと思っております。

歳出からになりますが、5ページと6ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、職員給与に係るものです。6目企画費の1節報酬は、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の委員、会計年度任用職員の集落支援員、地域おこし協力隊、特命主幹に係るものです。7節報償費、ふるさと納税返礼品費用は、返礼品を提供する町内事業者への支出となります。ちなみに、令和4年度のふるさと納税寄附額は、企業版を合わせて1億8,410万4,750円となっております。

7ページと8ページをお開きください。11節役務費の通信運搬費は、主にふるさと納税に係る返礼品等の郵便料、送料となります。企業版ふるさと納税推進調査業務手数料110万円ですが、本町にふるさと納税を行っていただく企業の掘り起こしや寄附対象プロジェクトの企画提案などのコンサルタント業務に係るものです。ふるさと納税業務推進手数料は、新規返礼品の開発、寄附者への情報発信等に対し、中間支援事業者との契約により寄附額の5.6%の支出となっております。そのほか、クレジット決済手数料などがあります。

12節委託料、ふるさと納税返礼品発送業務委託料272万1,106円は西和賀産業公社に業務委託を行っているものであります。ふるさと納税推進業務委託料1,540万円は、ポータルサイトの運営、プロモーション支援に対しての支出となっております。また、かわまちづくり事業の一環になりますが、繰越事業で湯本地区テラス等整備実施設計等業務委託を実施しております。

13節使用料及び賃借料、ポータルサイト使用料1,038万3,394円は、ふるさと納税寄附に際し、ポータルサイトを利用して寄附を行った場合の寄附額に応じた割合の使用料となっております。

14節工事請負費は、前年度から繰り越していた若者単身者用住宅建築工事の請負代金で、当該工事については令和4年8月19日に完成し、完成検査などを経た上で9月に入居者の募集を行い、10月から入居が始まっております。

9ページと10ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金のうち、まず起業支援補助金100万円ですが、地域おこし協力隊の任期を終え、引き続き町内に居住し、起業した方に交付を行ったものです。また、地域活動連携支援事業交付金175万5,000円は、旧小学校区を単位として、地域が連携して取り組むふるさと交流事業等への活動費補助金として、令和4年度は情報誌の発行経費に対して補助を行っております。

次に、空き家解体費助成事業補助金ですが、この制度の周知が図られ、令和3年度が2件にとどまっていたものが、令和4年度は一気に9件まで増えて、225万円の決算額となっております。その下の空き家活用促進事業補助金100万円ですが、空き家を改修して交流施設や体験学習施設、あるいは飲食店などで10年以上活用しようとする場合に補助する事業で、令和4年度において1件申請があり、限度額の100万円を交付しているものです。

8目自治振興費の1節報酬、4節共済費、8節旅費については、集落支援員6人分の人件費

等に係るものでございます。また、10節の需用費、11節の役務費については、6か所の集落支援センターの維持管理費が主なものです。12節委託料のうち、繰越明許費の地域安全克雪方針策定業務委託料451万円は、国土交通省の豪雪地帯安全確保緊急交付金事業の採択を受け、民地の除排雪作業時等の死傷事故防止のための地域ぐるみで行う自立を見据えた戦略的な方針を策定しようとするもので、17節の備品購入事業とともに実施をしているものです。

11ページと12ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金は、これまでの地域自治組織の体制等を見直しなどを踏まえ、令和4年度からの制度である地域づくり組織一括交付金で、自治活動推進支援分として1,715万5,809円、令和4年度の措置となりますが、集会所修繕支援分として4,755万2,900円の交付を行っております。また、自治総合センターコミュニティ助成事業費補助金は、事業採択となった1地区の備品購入に対して補助金を交付しているものです。

歳入については、主なものはただいまの歳出の説明で触れておりますので、説明は割愛させていただきます。

主要事業の詳細につきましては、決算附属資料58ページから64ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

概要説明は以上のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ふるさと振興課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 歳入の2ページなのですがすけれども、ふるさと納税について1億8,400万あったという話だったのですけれども、前年比941万ほど減というふうに資料にあるのですがすけれども、この減額になった要因について担当課としてどのように捉えているかを質問いたします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ふるさと納税寄附額が前年度より減額になった要因をどのように分析しているかということでございますけれども、まず1点は、令和4年度は物価資材高騰によりほとんどの事業者が価格改定して、それに伴って寄附額が変更になっております、これは6月から10月まで。その返礼品のほとんどがインターネットポータルサイトを通じた寄附になっておりまして、その返礼品のページを更新する際に、更新前と更新の後で返礼品の情報を引き継ぐためのIDを同じくしなければならなかったのですけれども、このIDの引継ぎが実はできていなかったため、ページを閲覧する件数がすごく減っていました。

具体的に言うと、皆さんよくインターネットをやられていると、自分のよく見るページはお気に入り登録していると思うのですけれども、うちの返礼品を毎年利用していただいている寄附者の方が、そのページを登録していたのですけれども、ページ更新したときに、次の年クリックしたら、見つかりませんということが起きて、わざわざ探してまで寄附するというのはなかなか面倒なので、ではそのままにしまいかということ、去年の4月に入ってそれが判明しまして、IDをまた戻すことも考えたのですけれども、変更後にまた登録していただいた方を、そうすると離すことになってしまうので、新たに、またゼロから新規にお気に入りの登録者を増やしていくことに注力をしたという経緯がございました。

それから、人気商品の品薄ということもありまして、返礼品として人気がある商品に偏りがどうしてもあります。申込みが増えると生産が追いつかず、品薄状態になってしまって、十分な寄附に追いつかなかったと、寄附がそこまで伸びなかったということもあります。大体こういうあたりでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 IDの引継ぎミスということだと、その前に登録されている方、新しい方の開発のほうに力を注いだということだったのですけれども、前の方へのサポート的なことは行われなかったのか、お伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 以前に登録いただいた方に、ちょっとその情報までたどり着けないので、そのままの状態になっている状況です。

委員長 高橋宏君。

8番 技術的ミスかもしれないのですけれども、再発防止に向けた点について取り組んだことがあったら教えていただきたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ポータルサイトを運営しておりますふるさとチョイスのトラストバンクからいろいろご指導いただいて、再発防止に向けた取組に努めてまいりたいと思っております。

委員長 真嶋実君。

2番 同じくふるさと納税なのですけれども、さきの質問では金額が減ったということでしたけれども、私は附属資料の59ページを見ながらなのですけれども、件数については伸びていて、12%増となっているのですけれども、先ほどの説明だけでは、件数が増えて金額が減っているということとはちょっと理解できないのですけれども、そのことを教えていただきたいということ。

それから、件数が増えて金額が減るという経過、あるいは仕組み自体はこの時点では変わっていないのかもしれないのですけれども、コストの増減についても加えて教えていただければ。お願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

件数が伸びているのに寄附額が落ちている要因ですけれども、単純に寄附単価が、要するに寄附額が安いところに件数が集中といいますか、ということだと思いますとしか、そういう説明



しかできない……寄附単価が安いものに、返礼品に集中しているということ、理論的にはそういうことになります。

経費につきましては、件数が上がっているということは、それだけ返礼品の発送とかがその分件数増えますので、そういった形で経費は増えていると思います。

委員長 真嶋実君。

2番 今お答えいただいた件数が増えて金額が減るということは、単価下がるというのはそのものでありまして、要因ということではなく、その現象を言い換えただけでしかないと思います。原因、要因については、きちんと調べ直してください。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 昨年の場合、年末にポータルサイトのほうでわらび餅の特集というか、特集ページが組まれて、そこでそのわらび餅にどっと集中して寄附が集まって、わらび餅はやっぱり寄附単価が低いものですから、去年の場合はそういう要因もあったと思います。

委員長 真嶋実君。

2番 一応の回答としては聞いておきますけれども、要因についてきちんと分析をしていただくようお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。5ページ、6ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。7ページ、8ページ。

刈田敏君。

11番 今度は、引き続きふるさと納税のことなのですが、附属資料のほうは59ページ、一連あるのですが、ふるさとチョイス使用料というのはかなりのウエートを占めていて、今の話聞くと、ちょっと自前ではできるものではないと思うのですが、これというのは

このまま継続していく考えなのか、その辺と、あとその内訳です。このふるさとチョイスの使用料の関係ですけれども、やっぱりほかにもサイトがある中で、今これを一番まず進めようとしているあたりもお聞かせください。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ふるさと納税の仲介サイトでありますふるさとチョイスでありますけれども、先ほども申し上げましたが、株式会社トラストバンクが運営しているサイトでありますけれども、昨年度は途中から、8月からうちでは楽天も始めましたけれども、ただ昨年トータルでは寄附額の96%がこのふるさとチョイスを通じた寄附となっておって、楽天については4%という状況です。今年度に入っても大体同じような傾向で推移しております。

ふるさとチョイスにつきましては、ふるさと納税が始まった当初から西和賀町ではふるさとチョイスを利用しております。ふるさと納税の仲介サイトはほかにもございますけれども、まず最大手、一番人気あるところは全国的には楽天となっておりますけれども、楽天はうちの町ではまだ始めたばかりで、これから伸びていくとは思いますが、西和賀町としてはふるさとチョイス、先日株式会社トラストバンクとも連携協定を結ばせていただいておりますので、今後もこのふるさとチョイスをメインのポータルサイトとして活用していきたいと思っております。

委員長 刈田敏君。

11番 楽天も4%ぐらい入ったということですが、それに関しては料金というのは発生していかないものなのですか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ふるさとチョイスも楽天も、どちらも寄附額に応じて、割合に応じて手数料が発生しております。

委員長 刈田敏君。

11番 同じ手数料ということですか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 昨年度の場合は、ふるさとチョイスは寄附額の5%、それから楽天については6%から9%となっております。

委員長 刈田敏君。

11番 もう一度お伺いしますけれども、やっぱりかなりのウェートですよ、もらった金に関して。やっぱりこれをやっていくしか、ふるさとと納税できないということではよろしいですか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 こういうポータルサイトを使わないでやっているところもあるらしいですけども、どうしても集客効果が独自でやっているサイトだとなかなか望めないものですから、やはりこういった大手のサイトを利用するのが最も、一定の手数料は発生しますが、それを上回る効果があると思っております。

委員長 刈田敏君。

11番 先ほど更新というお話がありましたけれども、この更新というのは誰が、これもそっちのポータルサイトのほうでやるわけですか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 この更新作業につきましては、中間事業者が作業を行います。トラストバンクにつきましては、あくまでもふるさとチョイスというその場所を設定しているだけで、その場所を使ってページの更新、ページのつくり込みなどは別途中間事業者、現在は産業公社になりますけれども、去年は別の会社をお願いしておりましたけれども、中間事業者がそのページの更新作業を行うものです。

委員長 刈田敏君。

11番 更新しなかったというのは、どっちのほうなのですか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 それは、令和4年度まで受注していた業者になります。技術的なところのミスだったと聞いております。

委員長 刈田敏君。

11番 現在の産業公社のほうでは、それを改めているようではすけれども、ミスがないようにしなくてはいけないのですけれども、その辺の万全の体制というのはきちっと取れているわけですか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 現在は、事業者、今産業公社でやっておりますけれども、産業公社でもチェックをして、町のほうでも、ふるさと振興課のほうでもチェックをして、さらにはトラストバンクのほうでもチェックをお願いして、万全の対応を取っているつもりでございます。

委員長 真嶋実君。

2番 12節の関係人口拡大支援業務委託についてですけども、これ拡大プラン策定のことだと思うのですが、そのプランについてはもう既に策定が終わって成果品となっているのか、あるいは今現在どの段階まで進んでいるのかお伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。西和賀町関係人口拡大プランにつきましては、令和4年10月に策定をしているものでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、このページ2点お伺いいたします。

1つは、やな場設置の可能性の調査を行ったということなのですけども、一般質問の中でもこのやな場については建設を断念するというようなことを聞いたのですけれども、どのような調査結果が出て、そのような結論に至ったか。

あとは、その下の若者単身者住宅、これ設計業務ということなのですけども、いずれ完成して去年の冬、1年を越したわけなのですけども、屋根に雪は本当にたまらなかったのかということと、目の前に造った池の使用状況と

どうか、冬場使用に際して何か支障なかったのか。この2点についてお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、やな場についてですけれども、私、すみません、一般質問の際の答弁がちょっと誤解をされてしまったようで、やな場については残っています。やな場は断念したわけではなくて、今のところやな場は残っておりまして、やな場の可能性調査を令和4年度に行っておりまして、報告書も頂いております。何か所かに、やな場の方式も含めて提案をいただいております。これからそのやな場の場所、それから方式等、あるいは設置した後の維持管理、運営を含めたところ、これから検討を進めていきたいと思っていますところであります。

それから、若者住宅の件ですけれども、維持管理のほうは建設課のほうに所管が移っておりますけれども、ふるさと振興課として状況把握しているわけではありませんけれども、一応私も昨年建設課にいましたので、冬場の状況ですけれども、屋根の雪は、昨年度の冬、1戸入居していなかったもので、どうしても入居していないと、部屋の中は冷たいので、その部屋の屋根の雪だけはちょっと落ちなかったのですけれども、そのほか入居している部屋につきましては、中は暖かいものですから、屋根の雪も、前の融雪池と言いますけれども、そこに雪が落ちて、池に落ちた雪は池のお湯の温度でまず解けていました。

昨シーズンは、雪がちょっといつもよりは少なかったということもありますので、これが雪多いときにどうなるのかということとはちょっとこれからなりますけれども、いずれ昨シーズンを通した感じでは、融雪池は機能していたというふうに思っております。

委員長 高橋宏君。

8番 若者住宅については、管理が建設課ということですので、大きな問題は今年の冬は発生

していないということで理解いたしました。

やな場については、予算のときには足湯の下を中心にとということだったのですけれども、今聞くと何か所かということで、足湯の下だけを調査したわけではなくて、何か所か候補があったということなのでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

足湯の下以外に、足湯の下のちょっと下流のところと、それから上流のほう、槻沢の砂ゆっここの下の辺りの調査、都合3か所の調査を行っているようです。

委員長 真嶋実君。

2番 附属資料の60ページ、移住・定住推進事業ですけれども、移住・定住の推進事業については対象、ターゲットをどのように捉えて事業展開してきたかについて改めてお伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 すみません。お待たせしました。お答えいたします。

人口ビジョンは人口目標を定めておりまして、それに向けて町外からのUターン、Iターンを推進することにしておりますけれども、主にそのターゲットとすれば、子育て世代の転入をターゲットとはしております。その人口目標で掲げた数字を維持するためには、年間に一応7家族が転入しなければならないということで、町内の保育所、小学校、中学校に男女1名ずつ、そして西和賀高校に1名の転校生が増加をする必要があると。年間に8人、地域商社とか牛乳公社など町内の事業所に就職をして、あるいは西和賀町をフィールドとした企業として移住、これを人口目標で掲げていて、それに向けた移住、定住策に取り組んでいるところでございます。

委員長 真嶋実君。

2番 ターゲットとしては、まず子育て世代ということが大きな対象になるということでしたけれども、実際の事業を見ますと、若者住宅と

か、あるいは新規卒業の予定者とかの事業が中心になっているかと思えますけれども、身軽でまさに今移動しようとしている若者が対象の事業になるのは当然かと思えますが、先ほどのターゲットを考えた場合、例えば独り親家庭とか、現代の社会で都市の生きづらさというものがかなり話題になって、問題になっている時代でありますから、そういう部分を具体的なターゲットと視野にしていच्छるか、重ねて伺います。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

今委員がおっしゃった、いわゆる独り親世帯を特定のターゲットとして捉えているかということで申し上げますと、今現在そういった具体的な、そこまで具体のターゲットとして捉えているところではありませんけれども、今のご意見は参考にさせていただきたいと思えます。

委員長 真嶋実君。

2番 現状でもかなり家族の形が変わって、地域の中でも……

委員長 すみません。真嶋さん、マスク外していただいでよろしいですか。

2番 失礼しました。地域の中でもかなり家族の形が変わって、独り親世帯というのも現状で増えているところでありまして、地域に暮らすそういう人たちが生きやすくなることも併せて、移住、定住の事業として捉え直して、そういう事業を進めていただくことをお願いします。これは決算でありますけれども、まずそういうことを視野に入れていただきたいと思えます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 私のほうからは2件ほどお伺いします。

10ページになりますが……

委員長 北村さん、ちょっと10ページはまだ。今は7、8ですけれども。

中村ひとみ君。

4番 まちなか交流館の維持管理費用なのですが、この金額は光熱費も含まれているの

でしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

ただいま委員がお尋ねになったまちなか交流館維持管理業務委託料の140万余りのことですが、こちらは委託料だけになりますので、今委員がおっしゃった光熱水費とかにつきましては5ページ、6ページの6目企画費の10節需用費、この中に、まちなか交流館の光熱水費はここに入っております。

委員長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。ホームページを見ますと、2020年から一応使用料というのが書かれていますけれども、それ以降電気代とかが結構、電気代のほかにもいろいろなものの物価が今上がっているわけなのですが、こういったところを鑑みて使用料とかを変更する考えだとか、そういったことはないでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

使用料につきましては、まちなか交流館だけではなくて、町の施設全てに関わることでございますので、まちなか交流館の使用料をどうしようかという検討ではなくて、あくまでも町の施設全体の公共施設の使用料をどのようにするかということで、今後といたしますか、そういうことであれば検討が加えられていくことになると思っております。

委員長 中村ひとみ君。

4番 まちなか交流館だけではないですけども、やはりバランスをよく見て取組というか、管理のほうをしていただきたいと思えます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 かわまちづくりの話が先ほど出たのですが、いろいろ検討が進んできて、こうやって予算、決算に上がってくると思うのですが、規模が結構大きくて、しかも長期にわたって、かつ町民を巻き込んで進めていく事業だと思うので、情報公開をより積極的にやっていただい

たほうがいいのかと思います。例えばやな場とかと言われても、はて何のことだったかいなというふうになるのかなと思っていて、今町のホームページだと、議会でやり取りをしているのと、あと7月の広報で特集が組まれていましたけれども、それ以外なかなか情報が得にくい状況になっているかなと思っています。どうでしょう。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

これまででも、その地域につきましては随時いろいろお知らせをしながら、また一緒に地域の方々と定期的にワークショップ等を行いながら、情報共有しながら進めてきておりましたし、これからも決まったことにつきましては、随時広報等で順次お知らせしていきたいと思っております。検討中のところまで情報を開示してということは、ちょっとなかなか難しいですけれども、いずれ決まったことにつきましては順次広く町民の皆さんにお知らせしながら進めていきたいと考えております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。かわまちづくりに関しては、外から来てくれる人たちも巻き込んでいく、外から来てくれることを期待してのことだと思うので、町内並びに町外に決まったことを、今後こういうふうになっていきますよというのを、早い段階で情報を周知していただければいいかなと思います。

委員長 進めます。9ページから10ページ。

普本歌織君。

3番 10ページの会計年度任用職員のところは、集落支援員が入っていると思うのですが、附属資料の64ページ、事業内容を見ると、決算内容が報酬費ですとか需用費のみで、研修費用ですとか、あと企画、運営したりとかも集落支援員の皆さんはしていたと思うのですが、そういう費用がないのですけれども、これ十分だったのかなというところをお聞きしたいです。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員の研修費が足りていたかということとございます。令和4年度は、コロナ感染予防のため交流の機会も少なく、予定していたような研修があまり実施できなかったところもでございます。集落支援員制度は、まだ始まったばかりでありまして、スタッフも若い方が多いということなどもあるので、必要な知識、スキルなどを身につけるための研修は必要であると考えております。そうした中でも、一応昨年度、去年から始まりましたので、新任生涯学習関係職員研修講座であるとか、ファシリテーション研修であるとか、コミュニケーションスキルアップ研修等々、こういった研修の機会があれば、可能な限りそういったところに参加をさせていただきます。直接予算には表れておりませんが、そういうこともやってきております。

委員長 刈田敏君。

11番 10ページの地域除排雪安全用備品ですけれども、附属資料の64ページ、これに関しては除排雪資機材ということで、除雪車だと思えるのですけれども、その説明の後に除排雪協力体制の構築ということがあります。まさにこちらのほうが重要だと感じておりますけれども、この辺についてはやっぱり調査というか、状況的なものは把握されているのか、その点をお伺いします。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 地域安全除雪体制の関係のご質問にお答えをいたします。

この事業をやるに先立ちまして、各行政区のほうにアンケート調査をお願いしております。その中では大体把握している、例えば除雪の困難世帯であるとか、支援する人がどのぐらいいるであるとか、あと地区内でやっている支援の取組など、それからあとどういった状況で困難が生じているかという部分もある程度聞き取りをしております。その中で、令和3年度のアン

ケート調査では、各地区で行われている取組が10地区でありまして、介護サロン活動で除雪支援をしているというところが5地区、それから中山間の集落支援事業として行っているところが4地区、それから地区共有の除雪機で除雪支援活動を行っているというのが1地区ということで、合計10地区のほうで行われております。今後目指すところは、それを増やしていくといったところで、4年度については除雪機械と、あと用具類を準備して、そういった活動が、取組が進んでいくようなところを、環境整備を徐々に進めてきたというところですよ。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 これさらに10地区以上にやりながら、あとは難しいのは体制だと思うので、そこはきちっと毎回把握しながら、公表するところは公表しながら、あとはできないところはできないなりにやっぱり対策を講じていかなければならないと思うのですけれども、そういうところまできちっと見込んであるわけですか。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 委員おっしゃるとおり、やっぱり各地区によって取組ができるような環境が違うということが分かってまいりました。中山間の集落支援加算という予算を使って活動ができる地区もあれば、町なかのほうでは中山間の交付金が使えないといったところもあります。そういったところは、やっぱり共有の除雪機械を導入していただくといったことが挙げられると思いますし、また各地区によっては担当する人を個別に決めて、自分の持っている機械で支援をしているということも、本当にいろいろな取組方法があるなということを実感しておりましたので、そういったところを含めて今後の対策に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

委員長 真嶋実君。

2 番 同じく附属資料の64ページで、集落支援センター運営事業ですけれども、決算数字に見えてくるのは主に支援員さんの活動についてになりますけれども、この集落支援センター事業、令和4年が初年度で、集落支援員各1名に加えて職員を配置するというので始まったはずですけれども、職員の業務実態と、その集落支援センター事業の中での職員の配置に関する総括、分析結果はどうなっているかお伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援センター、昨年度から運営を始めておりまして、昨年度、今委員がおっしゃるように、支援員のほかに職員も配置いたしました。昨年7月から11月まで職員も配置をしたところでございます。限られた期間ではありましたけれども、昨年の方は初年度ということで、集落支援員自身が集落の中では、集落にまだつながりもない中で始まりましたので、そういったことで集落支援員をサポートする役割もあって職員を配置したところでもありますけれども、昨年、まだコロナから完全に回復していないということもあって、職員をそこに、役場の業務を割いて集落支援センターに配置しただけの、そういった効果がなかなか生まれなかったところも事実であります。

それを受けまして、今年度は2年目ということもありまして、集落支援員も経験を積みまされたので、今年度は取りあえず当初から職員は配置しないで、今状況は推移しているところでございます。

委員長 真嶋実君。

2 番 当初から支援員をサポートするということは言われていたかと思っておりますけれども、地域づくり組織等には1年度だけ、単年度だけで実施するというような周知はなかったと思います。加えて、1年目がコロナ等々で、実態としてなかなか思うように職員の配置も、非常に限定された期間しかいなかったということですよ。

も、今年度においては、今課長のほうからも話があったように、既に地域組織づくり等への何の周知もなく職員の配置が取りやめになっているというのが実情かと思えます。改めて、先ほど話したように、職員の配置について業務実態と、その総括、分析をきちんとして決算を迎えるべきではなかったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、初年度は集落支援員のサポートのために職員を配置いたしました。2年目になって集落支援員も経験を積んだということで、職員配置の必要はないものと判断をして、当初から職員配置を行っていないものでございます。

委員長 真嶋実君。

2番 パートナーとなる地域組織づくりに対する周知がかなり不適切と感じております。ということで、この場での回答としてこれ以上求めませんけれども、地域づくり組織等に、きちんとした昨年度の総括をした上で、周知をするなり理解を求めるなどのことを徹底しなければならぬかと思えます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 私のほうからは、簡単に2件ほどお伺いします。

10ページの起業支援補助金なのですが、この件数、補助された件数は何件なのか、たった10万ですけれども。

それから、空き家解体費の助成事業補助金、これ9件で225万ほどになっているのですが、これは1件につき幾らかかという一つの金額を設定されているのか。それから、例えば放置空き家等があり、強制執行ではないのですが、町が独自に解体に取り組みされた件数も4年度に対してはあったのか、その辺確認できれば。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、起業支援補助金100万円の件数ですけれども、こちら1件です。

それから、空き家解体助成事業補助金225万円の、9件ございますが、これは昨年度までは上限が1件25万円となっております、25万円の9件で225万円となっているものです。

それから、行政代執行のことかと思えますけれども、令和4年度には行政代執行は行っておりません。

委員長 北村嗣雄君。

1番 解体に対して補助を受ける場合、所有者の申込みというか、町への、そういうのでこの補助の対象になるのか。それとも、所有者がいろいろ判明しない面もありますけれども、なかなか連絡がつかないとか、そういう場合に、例えば直接町のほうで出向いて、関係する親族とかに対応しているのか、ちょっとその辺を。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

空き家の解体につきましては、あくまでも所有者、または相続を受けた、空き家を管理する方の申請がなければ解体はできませんので、町がそこまですることはございません。行政代執行とかは別です。そこまでに至るまでにいろいろクリアする問題が出てきますけれども、所有者の方と連絡がつかない程度では行政といえども代執行できませんので、そこはご理解いただきたいと思えます。

委員長 高橋宏君。

8番 このページの一番下の除雪車についてなのですが、698万ということで、たしか導入の際、ふだんはローター的に、押す機械にロータリーをつけての機械だと思うのですが、除排雪においてはロータリーの機能がかなり落ちるのではないかということを導入の際にも質問したのですが、実際使ってみてのそういう不具合といいますか、機能的に何か問題はなかったのかお聞きいたします。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

昨年度、導入前の時点でもやっぱりそのような懸念がありまして、試験的にということで導入した部分もあります。ただ、実際12月に納品になりまして、川舟の集落支援センターのほうの除排雪で、集落支援員が操作の習得も含めて実際の除雪活動に使ってございました。委員おっしゃるとおり、一般的なハンドガイドの20馬力以上のものに比べると、油圧でロータリーを回している部分で若干弱い部分がありまして、普通に降った雪でありますと飛ばせますし、投雪距離も20メートル前後というところでそんなに、機能的にはあれでしたけれども、ちょっと硬い雪とかになると、若干ゆっくり進んでいかないと止まってしまうというときもありましたので、そういった部分はやっぱり今後使うときの注意事項として必要になるかなと思っています。

また、キャタピラーではなくてタイヤである部分というところであるとか、あと乗用機械ですので、そういった部分でも車両感覚とか、あと操作も手足を使って行うものになりますので、やっぱりその辺の技術習得といった部分も課題になっているかなと評価してございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 全て劣っているというわけではないのですが、機械の特徴がありますので、普通のハンドロータリーよりも足は速いですし、さっき言ったように押す力は非常に強いですし、せっかく導入した機械ですので、用途に分けて使用できる範囲では使用していったほうがいいと思うのですが、将来にわたって4年度と同じような使い方ということなのか、その点についてお伺いします。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

やっぱり昨年度使ってみてのことをしっかり踏まえた上で、今年度どう使っていくかというところを今後検討していきたいと思っています。

実際各地区のほうに機械がありますので、活動で使ってみませんかということをお呼びかけしておりましたけれども、昨年度はご希望がなかったので、そういったところでちょっと工夫しながら進めていく必要があると思っています。

また、各地区ではなくて、今度事業者の方にもちょっと見ていただきたいというところもありまして、1件同じようなものを購入されたという事業者さんがいらっしゃいましたので、そちらのほうの使用状況も聞きながら、今後どういった展開が可能かというところを検討していきたいと考えております。

委員長 真嶋実君。

2番 6目の18節ですか、負担金、補助及び交付金ということで予算が1,400万ほど、それに対して不用額が550万円余りとなっているようですが、予算に比べて不用額が多いような感じがするのですけれども、内容と、その原因についてお伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

何か1つということではもちろんございませんが、例えば空き家解体費助成事業補助金ですとか空き家改修費助成の補助金等に関しましては、ちょっとどの程度申請があるか分からないので、ある程度まとまった金額で予算を取っておりました。それに対して実績がそこまでなかったということになるわけですが、あるいは、今空き家の関係の補助金、あるいは結婚新生活支援事業費補助金につきましても120万円の予算ありましたが、支出がゼロでありますとか、移住支援事業費補助金130万円の予算に対して支出がゼロですとか、そういった補助金関係、予算を取っておかなければならない予算を取っておいたのですが、実績がそこまで伸びなかったということ、もろもろそういう状況になっております。

委員長 真嶋実君。

2番 今のゼロも幾つかあったようですけれど



も、例えば附属資料等々で、ゼロ決算については事業概要の中とかでは説明ありましたでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 全てこの附属資料のところで、そこまではうたい込んでおりません。ただ、幾つかはそういったゼロという、例えば移住・定住推進事業とか婚活とか、全ての事業ではありませんけれども、いずれそういった記載も何件かはしているところがございます。

委員長 真嶋実君。

2番 決算書のほうはかなり膨大な資料になるので、一々とは考えませんが、附属資料については文言も含めて計画と実績を比較する大事な資料になると思いますので、ある程度大きな予算額を取った事業について、ゼロ実績についても記載があったほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 当課の事業に限らず、役場全体の対応になると思いますので、検討させていただきたいと思います。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 集落支援員の話が先ほど出ていましたけれども、研修なども行っていたという話なのですけれども、ファシリテーターとか、そこら辺の話になるとちょっと内向きというか、なのかなという感触を受けました。というのも、集落支援員を入れて集落それぞれ運営させていくというのが町でこれまでなかった取組であって、目指すべき姿とか、どういう形で自分たちがやっていくかというのを集落が考えるに当たって集落支援員にどこまで期待するかという話なのかなと思うのですが、例えば先進地研修であるとか、よその、近隣の自治組織とやり取りをしたりだとか、そういったことも期待されているのではないかなと思うのです。導入初年度だったということもあって、足元を固めるところからいったとか、コロナで外に出ていきづらかつ

たからやっていなかったのかなどありましたら、お願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

改めて、集落支援センター、そして集落支援員制度につきましてですけれども、繰り返し答弁しておりますけれども、令和4年度は集落支援員制度の1年目ということで、最初の3か月は研修中心の活動になったこと、あるいはほとんどの地域で例年やっていた行事がコロナのため中止になったり、活動機会が初年度であったにもかかわらず限られてしまったという状況がありました。そのような中であっても、昨年度は空き家の動向調査だとか、社会福祉協議会や老人クラブなどの団体との意見交換、あるいは自治会役員や会計担当との意見交換のほか、町内若者、女性との意見交換などを通じて様々な意見、提案の収集を行ってきたところであります。

現在2年目に入り、事業や活動機会も増えて、センターへの来訪者も徐々に増えつつあります。町としては、人口減少や少子化、高齢化が進行する中で、地域が自治会中心に話合いや地域づくり活動に取り組んで、できるものは自ら取り組み、地域だけでは解決が難しいことは町がサポートしていくと、そういったことを目指しております。そういった取組が進むように、集落支援員、集落支援センターを通じて地域集落の支援を行っていきたいと考えているところです。

また、委員お尋ねの研修につきましては、その必要性はもちろん認めておりまして、今研修先を支援員のほうでいろいろ検討しているところであります。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

立ち上げたばかりというか、始まって2年目ということなので、いろいろとフィードバックがあったりとか、当初の想定と違うところが出てくると思うので、綿密に地域ともだし、集落支援員ともコミュニケーションを図りながら進め

ていただけたらいいかなと思います。

以上です。

委員長 進めます。次に、11ページから12ページ、  
質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた  
します。

これでふるさと振興課が所管する一般会計の  
審査をひとまず終わりたいと思いますが、これ  
にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでふるさと振興課への審査をひとまず終  
了し、次の町民課の審査に移るため、13時まで  
休憩いたします。

午前11時35分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、町民課の審査を行います。町民課が  
所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛  
生費であります。

町民課長より決算の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 皆さん、ご苦労さまです。それでは、  
令和4年度決算の町民課所管分となります。庁  
舎管理、環境衛生を担当しております高橋課長  
代理と、告知システム、放送、番号制度、それ  
から公用車のほうを管理しております佐々木主  
査も同席いたしますので、よろしくお願いた  
いと思います。

まず、概要ですけれども、庁舎管理におきま  
しては、開発センターの解体は昨年度終えてお  
りましたけれども、その場所は未舗装であった  
ために、駐車場として使用できるように舗装さ  
れたのは今年度に入ってからとなります。令和  
4年度は、町民課としての庁舎管理においては、  
改修に伴う大きな修繕とか、委託料といったイ  
レギュラーな支出はなくなりまして、これが通  
常の収支となるであろう最初の年となります。

それでは、科目ごとに説明していきたいと思  
います。お配りしております町民課抜粋の決算  
書を御覧いただきたいと思いますが、決算附属  
資料は175ページからになります。この決算附  
属資料なのですけれども、最初にちょっと訂正  
を1件お願いしたいと思います。データは差し  
替えいただいておりますけれども、お配りして  
いる紙のほうの資料ですが、178ページをちょ  
っとお開きいただきたいと思いますが、真ん中  
ら辺にⅢ、衛生費関係として火葬場関係の3段  
の表があると思いますけれども、火葬場の件数  
152件とあるところを150件にさせていただきま  
すでしょうか。それと、葬儀場の部分、97件とあ  
りますが、94件にお願いします。その下、待合  
室が35件とありますが、36件と訂正をお願いし  
ます。それから、備考の欄なのですけれども、  
上から町外2件とありますが、その下、空白の  
中、空白の部分ですけれども、町外1件とい  
うふうに記入いただけますでしょうか。

訂正は以上です。よろしくお願いたします。

それでは初めに、歳出のほうから説明いたし  
たいと思います。決算書8ページとなります。  
2款の総務管理費は、沢内庁舎の管理費、I P  
告知関連機器及び光伝送路関連機器の管理費、  
それと交通安全対策、戸籍住民基本台帳関係と  
なります。

まずは、2・1・5の財産管理費、10節需用  
費になりますが、これは公用車の管理費も含ん  
でおります。燃料費の59万1,648円は、令和3  
年度と比較して77万3,266円マイナスとなりま  
す。その下、光熱水費の558万2,160円は、逆に  
143万2,535円の増となっておりますが、令和3  
年の12月の末に新庁舎へ引っ越しをして4年度  
を迎えましたけれども、新庁舎ではボイラー暖  
房ではなくてエアコン対応となりました。その  
違いから、燃料費にはガス代、光熱水費には水  
道料金もそれぞれ含んでおりますけれども、燃  
料費のマイナス、77万3,000円のマイナスはほ  
ぼ灯油代と重油代になります。光熱水費の増は、

ほぼ電気料金の増によるものです。総合的に燃料代と電気代、物価高騰もありましたけれども、引っ越しのなかった比較的比較しやすい令和2年度との比べでは、燃料費のマイナス分と光熱水費の増分で、合算額は大体とんとんになったという、令和2年度の水準に戻ったというところでございます。

さらに、1行下の修繕料ですけれども、65万7,546円、これは庁舎の宿直室の修理で19万9,000円と、公用車の修繕、車検3台分含ますけれども、45万8,546円を含んだものとなっております。

また、同じく10節の需用費全体で不用額164万6,807円とありますが、庁舎管理におきましては主に今言った光熱費と公用車管理における燃料費の残によるものとなっております。

それから、2・1・5の12節の委託料ですけれども、電気工作物保安業務から下の宿直代行業務まで、各種業務委託料総額合わせて417万6,101円を例年どおり実施したところでございます。

それから、8ページは一番下になりますが、沢内庁舎のエアカーテン移設工事14万1,350円は、冷暖房の効率化のために、1階の階段登り口の天井のところに、前開発センター時代に職員通用口で使用していたエアカーテンを移設した工事となります。

10ページをお開きください。2・1・6・10の企画費、修繕料、6目は、これは告知端末関係になります。修繕料として699万1,600円、これは各世帯の告知端末に対する引込線の張り替え、修繕、撤去費用、それから幹線ケーブル等合わせて56件によるものです。一般家庭分が52件と幹線修繕で4件となっております。この幹線修繕の中には、川尻地内におきまして1件だけで268万4,000円となった修繕料も含んでおります。

それから、同じ企画費の12節委託料ですけれども、N T Tへ委託して、関連機器及び光回線

の保守管理として昨年と同額の872万6,080円を支出しております。

その下の使用料になりますが、13節使用料及び賃借料、一番上の部分で、I P告知端末放送システム機器賃借料となります。光回線は、東北電力の柱やN T Tの柱及び管路を借りて、また関連機器についてはN T Tの局舎等施設に置かせてもらっていることから発生する使用料などで、毎年支払いが発生しているものです。総額2,505万7,608円となっております。令和3年度から667万8,012円の増となっております。これの違いは、この賃借料の中には、実は伝送路系の設備機器、いわゆる町内の基地局に置かせてもらっているスイッチ類になるのですが、それらの更新に伴いまして、令和3年3月から5年リースの契約を新たに結びました。その分が約660万の増となっている、これが要因となります。ほかの使用料及び賃借料に変更はございません。

それから、その下の工事2つありますけれども、14節工事費、引込設備設置等工事となります。告知端末の新規設置の場合は、個人負担金として5万円をいただいておりますが、実際にかかっている費用が419万8,700円、これは20件分となります。もう一つ、道路拡張工事や電柱、N T T柱の更新などから、電柱支障移転により発生する回線の張り替え工事費用、4年度は429万5,500円、これは8件分となります。

続いて、12ページの中段から、3項の戸籍住民基本台帳費に移りたいと思います。さらに1ページめくっていただいて、14ページを御覧ください。2・3・1は戸籍及び住民基本台帳関係の科目で、委託料、12節の中段になりますけれども、戸籍システム改修業務委託料として609万4,000円とあると思います。これは、法改正に伴うシステム改修費です。その3つぐらい下に、情報提供用個人識別の取得業務システム改修業務委託料として、繰越明許分として39万6,000円とあります。番号制度への情報連携に

係るシステム改修となりますけれども、戸籍情報システムに係る改修の仕様及び国の全体のスケジュールが遅れていたということによって、令和4年度に繰越しして実施したものととなります。その下、109万7,400円も、これは転出・転入手続きワンストップ化システム改修業務委託料、これも繰越明許分としての支出になります。国の3年度からの繰越しを前提として補正予算を受け、町としても3月補正で予算化したものを4年度に繰越しして実施した住民基本台帳システムの改修事業となります。この3つの改修費用につきましては、総務費の国庫補助金として歳入で全額充当されております。

それから、18節負担金の自治体中間サーバプラットフォーム運用経費負担金209万6,000円、これについては令和3年度にはあった中間サーバ機器の更新に係る負担金が4年度にはなかったもので、3年度と比較して71万9,000円少ないものとなっております。

16ページを御覧ください。3款の民生費は、消費者行政、人権擁護、それと更生保護等の社会福祉関係、防犯対策費、国民年金に関する科目となります。

18節の一番上に、消費者行政事務受託負担金として支出が84万1,447円とあると思いますが、北上市消費生活センターとして北上市に事務局がありまして、人口割、相談件数の割合から経費負担で、北上と西和賀で9対1の案分で北上市に支払っております。最終的に県補助金というのが充当されるのですが、この事業の金額が確定するのが毎年年度末ということで、予算の減額ができないタイミングとなっていましたので、毎年不用額が発生しているものでございます。

それから、20節、社会福祉費、社会福祉総務費の貸付金とあります。消費者救済資金の貸付制度預託金として300万ございますが、岩手県の消費者信用生活協同組合が運用している事業で、各自治体が預託金として預けた金額をプー

ルして、それを資金として、多重債務者等の救済を目的として消費者救済資金貸付けを行っております。資金は、毎年雑入のほうに元金金として戻ってまいります。運用状況の詳細につきましては、決算附属資料の176、177ページを御覧いただければと思います。

それから、3・1・4の10節、防犯対策費、需用費です。光熱水費で394万5,206円とあります。例年どおりですけれども、これは町管理の防犯灯及び街路灯LED灯の電気料金になります。

2つ下になります。13節使用料及び賃借料です。805万2,048円は、決算附属資料177ページにもございますが、29年10月から10年間のリースとなっている、今説明しました町内のLEDの防犯灯及び温泉街の街路灯のリース料金となります。

それから、14節、防犯対策費の工事請負費ですが、その下に防犯灯設置工事として45万3,200円あると思います。撤去費用は4万4,000円とあります。設置工事は、45万3,200円のほうは2件分、撤去費用については3件分の内訳となっております。

それから、17節、防犯対策費の備品購入費ですけれども、29名中の2名分が新規隊員になりましたので、制服購入費用として21万7,866円の支出となりました。

続いて、1ページめくっていただいて、18ページからは4款衛生費の環境衛生、火葬場、ごみ、それからし尿関係となります。

さらにもう一枚めくっていただいて、20ページを御覧いただきたいと思います。4・1・3・12の環境衛生費、委託料になります。20ページの上段のほうに、にしわが斎苑指定管理料1,375万円とあります。指定管理業者の北上ビルメンに対しまして火葬場の管理料の支払いなのですが、火葬場は平成27年の7月稼働で、3年ごとの指定管理をお願いしておりますが、令和3年度から令和5年度までの3期目に

入っております。来年度から4期目ということになります。

それから、18節の負担金、補助及び交付金ですけれども、これはにしわが齋苑にこれまでなかった告知端末の設置をした分の5万円となります。

それから、7節、4・2・1・7のごみ処理費の報償費ですが、資源回収団体奨励金として39万9,801円、これは各小学校の地区PTA、子供会を中心とした資源回収を行っている8団体に対する奨励金となります。回収内容の詳細につきましても、決算附属資料の180ページを御覧いただければと思います。

それから、12節、ごみ処理費の委託料ですけれども、沢内清掃センターに係る各種業務委託料及びごみ収集に係る委託料で、総額3,943万684円の支出となっております。

それから、委託料の一番下ということになりますが、22ページの12節の最後の行になります。最終処分場等水質分析業務委託料として196万8,120円とあります。こちら例年どおり内訳は2つありまして、1つが最終処分場を所有している自治体が法令で義務として行う水質検査業務として138万6,000円、これは昨年と同額です。それと、もう一つが最終処分場から放流水の放射能水質検査業務として58万2,120円の支出をしておりますが、歳入の部で衛生費国庫補助金として、こちらの廃棄物処理施設モニタリング事業費として58万2,120円については同額が財源として入っております。

それから、18節、ごみ処理費の負担金、補助及び交付金ですけれども、2,009万2,000円は廃棄物処理を広域で行っております岩手中部広域行政組合に対するこちらの負担金分となります。それから、し尿処理委託費として473万1,942円、これはここでの支出と同額が、一般家庭からのくみ取り手数料として同額の収入が歳入のほうであります。

それから、し尿処理の中の負担金、補助及び

交付金として、4・2・2・18になりますが、こちらはし尿処理についても広域で運用している北上地区広域行政組合に対する負担金です。2,747万9,000円となっております。

続いて、歳入のほうに入りたいと思います。決算書、戻っていただいて2ページをお開きください。14・2・1・1、一番上にありますが、分担金及び負担金となっております。IP告知端末の設置負担金として95万円となっております。新規に告知端末を設置しようとした場合は、申請いただいた方からいただく負担金として、令和4年度については1件5万円掛ける19件の実績で95万となっております。先ほど10ページの歳出の2・1・6、企画費の部分で引込線の設備設置等工事費として実際は20件、このぐらいかかっていますという説明したのですが、歳入の設置負担金は19件です。NTTの引込線の工事完了の連絡を受けてから、町民課のほうではお客様と日程調整した後、告知端末を設置しに訪問します。お客様にはそのタイミングで負担金5万円の納付書をお渡しするのですが、工事が3月中に終了していた関係で、工事件数と支払いについては4年度にと、負担金については5年度に回ってしまったケースで1件のずれが生じております。

それから、15・1・1・1総務管理費使用料です。情報通信基盤施設使用料として1,018万8,220円は、NTT東日本から入ってくる賃借料です。これは、平成22年、23年の情報通信基盤整備事業において整備したものなのですが、町内に張り巡らされております光ケーブルの伝送路及びIP告知システムから成る光放送の環境、これを、NTTはこのインフラを利用してインターネットのサービスを各家庭に提供しておりますけれども、町がNTTに貸し付けて使用料をいただきまして、NTTは町に委託料を払って、関連機器及び光回線をNTTに保守してもらっているという関係になります。その下、情報通信基盤施設宅内設備使用料

の現年分617万9,400円と過年度分の8万4,600円、いわゆる告知端末の使用料がこの部分で入ってきております。

15・1・3・1 保健衛生費使用料、これは火葬場の使用料等の内訳でございます。火葬場使用料150件、葬儀場使用料は94件、待合室使用料は36件となっており、決算附属資料178ページにも掲載しております。冒頭で訂正いただいたページとなります。この火葬場使用料におきましては、収入未済額9万円についてちょっと説明したいと思います。内訳は、火葬場使用料として3件で5万円、これ町外1件含んでおります。葬儀場使用料として1件1万円、これが町外1件の分です。待合室使用料が1件3万円と、全て6月中には収入済みとなっておりますけれども、うまくご案内が伝わっていなかったということもありまして、今回収入未済となってしまうりましたが、今後はそうならないように窓口業務の連携を密にして、しっかりと管理していきたいというふうに思っております。

それから、15・2・1・3 戸籍住民基本台帳手数料374万9,150円は、窓口業務各種証明書の手数料収入となります。取扱件数等の詳細の内訳については、決算附属資料の175ページを御覧いただければと思います。

15・2・2・2の清掃費手数料、備考の一番下になりますが、し尿処理手数料は一般家庭からのくみ取り手数料473万1,942円ですが、これと同額を業務委託料として支出しております。歳出の最後のほうで説明した部分となります。

4ページをお開きください。戸籍住民基本台帳費の補助金として966万9,000円と収入がありますが、内訳は備考のとおりですが、充当されている科目は、歳出で説明した2款3項1目の戸籍住民基本台帳費からとなります。充当されている内訳をちょっと説明させていただきますと、まず真ん中の戸籍情報システム整備費649万円とありますけれども、これが法改正による戸籍システムの改修経費609万4,000円と、それか

ら繰越事業で番号制度への情報連携に係るシステム改修の39万6,000円の合算分が649万円ということになります。次に、その下の社会保障・税番号制度システム整備費109万7,000円は、もう一つの繰越事業の充当分となります。それから最後に、一番上にあります通知カード・個人番号カード関連事務交付金127万2,000円は、意味合いとすればマイナンバーカードの交付事務に関わる補助金になります。令和4年12月から町内郵便局へカード申請の支援事務を委託しているわけですが、それに係る経費はほぼ全額充当させてもらっているというものです。対象経費は、郵便局やJ-L I Sという地方公共団体情報システム機構というカードを作っている団体があるのですが、そこの申請書のやり取りで発生する通信運搬費、それから郵便局への初期導入経費、それから月固定費、それと処理件数に応じて変わってくる従量費から成る委託料、それと写真を印刷するためのプリンターの購入費や写真用紙、それからプリンターのインク、写真用の切断カッターなど消耗品と積み上げの合算で127万2,000円となっております。

その下、16・2・3・1の衛生費国庫補助金を御覧ください。最終処分場の水質分析業務委託料として支出しているもののうち、廃棄物の処理施設のモニタリング事業費として58万2,120円については、東日本大震災後の平成23年度から継続して10分の10の措置となっている支出に対する補助金になります。こちらも毎年異常なしという結果をもらっております。

それから、6ページを御覧いただきたいと思っております。22・3・2・1 社会福祉費貸付金元利収入として消費者救済資金の貸付金元利収入300万29円がございます。歳出の民生費の科目から預託金として300万円を預けて、年度末に元金として戻ってくる科目がこの科目になります。結果、4年度の利子は、端数の29円が一緒になって入ってきたということになります。

西和賀町の利用者で貸付残高は償還済みとなりましたので、現在はゼロとなっているようです。詳細につきましては、決算附属資料176ページと177ページを参照いただければと思います。

それから、最後になりますが、雑入のその中のまたさらに雑入の資源ごみ処理業務還元金166万6,062円とあります。一般収集された、いわゆる資源ごみとしての分別収集に対して処理料を差し引いて売却益に当たるもの、これがこの科目となります。それから、開発センター管理費負担金として3万4,956円とあります。令和3年の秋に解体されました開発センターですけれども、JAさんも入っていたということで、電気料相当分として負担金をいただいた最終年度になりますが、その4年度分ということになります。

歳入は以上となります。

次に、流用した2件についての説明になります。1件目は、公用車の重量税の支払いにおきまして、13年を超える車両についてはちょっと割増しになるというその分の予算確保を失念しておりましたので、それを1万円流用したということですが、8ページの中段、10節の需用費の一番下のところから26節へ流用とありますが、ここから10ページの上段、26節の公課費へ1万円移動している部分でございます。

それともう一件は、郵便局へマイナンバーカードの申請支援事務を委託しているという話をしましたけれども、件数によって変わってくる従量費の支出において、当初想定していったよりも利用される方が多くて不足が発生しましたので、補正予算もちょっと望めないタイミングであったことから、流用対応としたものです。

12ページの下段を御覧ください。10節の需用費のところ、12節へ流用5万5,000円とあります。こちらから14ページの中段辺りに12節委託料で5万5,000円流れたという部分の記載があるかと思いますが、これが2件流用した点でございます。

以上が町民課所管分の決算となります。よろしくお願いたします。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。7ページ、8ページ、質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 9ページ、10ページに進めさせていただきます。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11ページ、12ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。13ページから14ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。15ページから16ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。17ページから18ページ。

(なしの声)

委員長 19ページから20ページ。

唐仁原俊博君。

6番 4・1・3・12の委託料のエアコン冷媒漏洩箇所調査業務委託料というのは、これは斎苑のことですか。平成27年ということなので、設備等が傷んだりとか、更新の時期に来ていたりするのかなと思いますが、今後こういう感じで発生していきそうなのか、どうなのでしょう。

委員長 高橋課長代理。マスク取ってください。

町民課長代理 答えいたします。

今回4年度につきましては、エアコンのほうの機器がちょっとよくないということで、調査委託をしまして、修繕をさせていただきました。お話がありましたとおり、平成27年からということで、今後そういう施設全体としての傷みとございますか、そういったものも発生してくるかと思っています。今のところ大きな支障はありません。

ませんので、今後そういったところも考慮しながら対策を立てていきたいというふうに考えています。

委員長 では、進めます。21ページから22ページまで。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで町民課への審査をひとまず終了し、次の企画課の審査に移るため、午後1時50分まで休憩します。

午後 1時36分 休 憩

午後 1時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、企画課の審査を行います。企画課が所管するのは2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。

企画課長より決算の説明を求めます。

企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お疲れさまです。企画課でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに当課の出席者を紹介いたします。課長代理の刈田明宏です。主な担当業務は、総合計画、JR北上線利用促進などです。副主幹の高橋三智昭です。高橋副主幹は、企画課では主に財政全般の業務をサポートしてもらっております。主任の有原隼人です。主な担当業務は、財政関係になります。主任の笹井徹です。主な担当業務は、バス交通、ホームページの運用管理などです。主任の斉藤未散です。主な担当業務は財政関係になります。最後に、私は企画課長の高橋光世です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、当課の主な事業について、お配りしております企画課分の抜粋の決算書により、歳出及び歳入の内容について説明をさせていただきます。

初めに、歳出ですが、11ページと12ページをお開きください。2款1項2目文書広報費、10節需用費のうち、印刷製本費508万2,000円は広報西和賀などの印刷代となります。

12節委託料は105万9,800円の決算額であります。内訳はふるさとCM大賞作品制作に係る委託料5万円、また町のホームページ保守管理業務等に係る委託料が100万9,800円です。

3目財政管理費の12節委託料194万7,000円は、決算を分析し、統一的な基準による財務書類を作成するための委託料と財務会計システム改修業務委託料です。

5目財産管理費、24節積立金6億8,304万2,000円は、それぞれの基金の設置目的に応じて予算に基づき基金積立てを行ったものです。主なものは、13ページ、14ページになります。減債基金1億3,092万3,000円、まちづくり振興基金4億5万4,000円、がんばる西和賀応援基金9,200万9,000円などとなっております。

6目企画費、1節報酬と4節共済費は、雪国文化研究所研究員に係るもの及び基本構想審議会委員報酬になります。

10節需用費、修繕料87万3,829円は、町民バス3台に係る修繕料であります。

12節委託料の主なものは、町民バス運行業務委託料として3,477万6,590円を第2次総合計画後期基本計画策定支援業務委託料として231万円を支出しております。

17節備品購入費ですが、町民バスの駐車場の除雪作業用に中古のハンドガイド式除雪機を購入したものであります。

15ページと16ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金のうち、西和賀産業公社事業展開推進補助金100万円は、一般国道



107号の通行止めにより休業となっていた道の駅錦秋湖の営業再開に係る記念イベントなどの取組に補助をしたものであります。乗合タクシー運行維持費補助金220万9,170円は、湯川温泉方面を運行している湯けむりタクシー、乗合タクシーに対しての補助金になります。

20節貸付金ですが、コロナ禍による利用客の減少に加え、先ほど申し上げた一般国道107号の通行止めに伴っての1年7か月もの長期にわたる道の駅錦秋湖の店舗休業が決定的な要因となり、会社経営が危機的な状態に陥った株式会社西和賀産業公社から町に対して緊急融資の要請があったことから、同社が町の産業振興に果たす役割などに鑑みて2,000万円の貸付けを行ったものであります。

17ページと18ページをお開きください。12款公債費、元金6億9,649万6,389円と利子4,645万9,799円の合計7億4,295万6,188円は、一般会計の地方債に係る償還費用になります。

14款予備費については、令和4年度の充用はありませんでした。

続いて、歳入について説明いたします。1ページと2ページをお開きください。1ページの2款地方譲与税から5ページと6ページの13款交通安全対策特別交付金までは、それぞれ国及び県から交付となったもので、そのうち12款地方交付税について、普通交付税は36億7,021万1,000円、特別交付税は9億4,180万1,000円となっております。

15款使用料及び手数料の155万314円は、町民バスの運賃収入です。

7ページと8ページをお開きください。16款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものです。

17款2項1目総務費県補助金1,006万円は、8つの事業に対する地域経営推進費という県からの補助金565万2,000円と、同じくバス路線のうち山伏線と貝沢線のバス運行に係る補助金440万8,000円であります。

6目消防費県補助金657万3,000円は、消防用の小型動力ポンプ付積載車購入の財源として充当した電源立地地域対策交付金になります。

20款繰入金3億4,000万円は、減債基金、人材育成基金、まちづくり振興基金、がんばる西和賀応援基金をそれぞれ繰り入れ、各事業の財源に充当したものです。

21款は、繰越明許費充当分を含む前年度からの繰越金になります。

9ページと10ページをお開きください。22款諸収入、3項貸付金元利収入2,000万円は、湯田牛乳公社からの長期貸付金返済額になります。

なお、企画課の決算概要につきましては、附属資料57ページと、159ページから161ページになります。

企画課からの概要説明は以上のとおりです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 企画課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

唐仁原俊博君。

6番 22款4項1目、10ページです。

委員長 唐仁原さん、ページ数をもうちょっと大きい声で……

6番 10ページの中段ぐらい、広報有料購読料8万500円となっておりますけれども、これどういうところからあつてなのか。

(町外の方の声)

6番 がどのぐらい購読されているのか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

広報有料購読料についてですけれども、これ町外の方で希望する方に広報を送っているものでございますが、すみません、正確な数字、ちょっと今持ち合わせておりませんが、100人台だったということで、後ほど総括質疑の際に正確な数字をお知らせいたしたいと思っております。申し訳ございません。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。町のホームページのほうにも、有料で購読しませんかというお知らせみたいなのが出ていますが、町出身の方を考えると、もっとさばけたりするのではないかなとも思うので、チャレンジしてもいいのではないかなと思いました。

委員長 北村嗣雄君。

1番 10ページの……

委員長 北村さん、マイクをもうちょっと立てて、声が入らないから。

1番 10ページの湯田牛乳公社の経営改善資金貸付金の元金の収入ですけれども、4年度においては2,000万の返済というか収入があったわけですが、その後の計画というのは町のほうで計画されているのですか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 企画課で所管している分につきましては、この令和4年度で繰上償還になっておりますので、これで、令和4年度で終了ということのようでございます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 そうしますと、当初のまだ元金の貸付分が残金あるわけですけれども、その後の返済予定というのは……これについてはない。分かりました。すみません。では、いいです。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。11から12ページまで、質疑。

真嶋実君。

2番 委託料の……

委員長 真嶋さん、マスク外してください。

2番 失礼しました。2款の1項2目の12節、ホームページの保守の委託料業務ということで100万円ほどですけれども、この委託の内容について、どの程度自由度がとというか、前の議会で質問したときに、改善についてできないのかと聞いたときに、様式で決まっています改善は難

しいというような回答がありましたけれども、この契約自体の中身、ホームページの中身の改良についての自由度をどの程度持った契約をしているのか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

以前の一般質問の際のやり取りは、たしか更新日付が新しい日付にならないのはどうしてかということで、今契約している範囲では、その日付の更新というのは難しいということで、まずそこはできないということで、自由度というとなかなかお答えづらい部分もありますけれども、1年間でこの金額なので、この間答弁申し上げているように、その日付すら簡単に更新できないような状況でありますので、それをもっと簡単に更新できるようにするためには、ちょっと今の契約は見直ししなければならないものかなと思っております。すみません。十分な答えになっておりませんが。

委員長 真嶋実君。

2番 実際ホームページを運用するに当たっては、職員が掲載内容については作成していると思います。そうすると、この保守契約で一体業者さんは何をやっているのかというのが私には分からなくて、具体的に今例を挙げていただきましたので、先ほどの更新日付なんかでしたら、新しいものに自動的に変えるような仕組みがつかねければ、例えばもうその表示なんかは、更新日なんかは削除するとか、そういうことでも別に問題ないような更新日の内容だと思ったりしていたところです。その他含めて、職員がどの程度直接的にホームページの内容を更新できて、業者さんがどこに入って保守しているのかというのが、この100万円の値が本当にあるような保守をしていただいているのかどうか、確認です。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

委員おっしゃるように、ホームページ自体は

職員が全て内容をつくっております。業者のほうは、決まったプラットフォーム、そちらも既製品のもの、その業者が決まったプラットフォームがあるわけですけれども、サーバーの維持管理の部分で一番費用がかかっているものだというふうに認識しております。

委員長 真嶋実君。

2番 最近ではセキュリティーの問題等々で、我々の思っているよりも高いという部分もあるのかもしれませんがけれども、それにしても今の町の広報のサーバーだけを預けるにしてはちょっと高くはないかなという疑念もありますので、検討願います。

委員長 北村嗣雄君。

1番 13、14になっていますが……

委員長 北村さん、今11、12になっています。

1番 ごめんなさい。

委員長 では、次に進めさせていただきますけれども、13ページ、14ページ。

北村嗣雄君。

1番 すみません。財産管理費の中に、いわゆる減債基金の積立金1億3,000万余り、それからまちづくり振興基金の積立金4億、それからがんばる西和賀応援基金の積立金9,200万ほどの決算になっているのですが、この積立金は単年度での積立であるのか。

それから、ちょっと私、さっき確認しなかったのですが、これは最終的な目標、今年度も含めての目標がなされての計画だったのか、その辺をお伺いします。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

委員がお尋ねになった基金につきましては、これは令和4年度の決算ですので、令和4年度に積立を行なった額でございます、この額は。この決算書に載っている数字を積み立てた後の令和4年度末の減債基金積立金につきましては、現金4億5,366万1,000円にプラス債権分が1億円、それからまちづくり振興基金積立金につき

ましては6億5,641万6,000円、それからがんばる西和賀応援基金積立金につきましては現金分が6,641万3,000円、債権分として9,200万2,000円となっております。

なお、この基金の積立での目標額というか、そういったものはございません。

委員長 刈田敏君。

11番 14ページのバスロケーションシステムについてお伺いしますけれども、これをどのように評価しているのかということと、利用者といえますか、そういう人たちの意見というか、そういうのも集約になっているのか、その辺をお伺いします。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

バスロケーションシステムでございますが、これはスマートフォンなどでバスがどこまで来ているかを確認できるものでございます。それからあわせて、デジタルサイネージとって、さわうち病院と、それから湯夢プラザに大型のスクリーンを置いて、そこでバスの運行状況が分かるようなものでございます。住民の方からそれに関しての何か評価というのは、直接我々のほうに届いてはございませんけれども、苦情、クレーム等も逆に受けておりませんので、特段問題なく使われているのかなというふうに認識しております。

委員長 刈田敏君。

11番 利用促進のためにやっていると思うので、状況が分からなければ必要ないのではないかと思うのですが、単純に。その辺どういうふうに考えていますか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 利用促進もありますけれども、一番は今利用いただいているお客様の利便性向上だというふうに思っておりますので、今後も適正な運用に努めてまいりたいと思っております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 今のバスロケーションシステムに追加なのですけれども、スマホでも見られるというので、スマホでどのぐらい見られているかというのは分かるのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

アクセス数は把握できるようですが、こちらで定期的にアクセス数を追跡している現状には今ございません。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。今後、町内の交通の見直しとかかかってくると思うので、データ取っておいていただいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 14ページの一番上の上段のところです。まちづくり振興基金積立金というのがありますけれども、これ使用できる内容というのはどういったものになりますでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

基金の名前、割とそのままなのですが、一応設置目的としては町民の連帯強化と地域振興事業の財源に充てるための基金ということで、広く何にでも使える基金ということになります。

委員長 真嶋実君。

2番 12節の委託料の町民バス運行业務委託料に関わるところで、附属資料の57ページについて伺います。ということで、若干次のページの乗合タクシーにも関わる部分ではありますけれども、ご容赦ください。

まず、ここの地方交通路線対策事業という大きな枠で、前年度事業の決算額が4,400万何がし、それに対して令和4年は3,800万ということで、おおよそ86%程度に下がっておりますけれども、これに沿ったところでは便数やら実際のサービスは減らずに、こういう金額になっているのか、そしてこの減った要因というのは大きく何になるのかということがまず1つですけ

れども。

あと加えて、下の実施状況などを見ますと、バス全体でいくとざっと1人当たりが700円、それから乗合タクシーでいくと772円ぐらいにこの数字で単価計算するとなるのかなということで、比較的バランスは、バスにしてもタクシーにしても、どちらかが突出していることはないのかなと思います。

また一方で、町民バスの中では、県道1号のほうで1回当たり10.5人、それからおでかけバスのほうについては6.7人程度の利用になるのかなと、私、ここの数字だけで見ましたけれども、今後バスとタクシーの見直し等々をしていくときに、こういう数字を基にしたとき、特に人数が少ないところについてはもっと有効にタクシーで回していくとか、いろいろそういう考えが出てくるのかどうか、今現状の、決算ですので、検証状況をお知らせください。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

まず、令和3年度と比較して決算額が落ちているということの要因ですけれども、令和3年度において山伏線実証運行业務委託料480万円余りがございました。これは、バス事業者に委託をして行っております。それからもう一つ、先ほども出てきましたが、バスロケーションシステムの導入業務委託料が、これ令和3年度に行っておりまして、これが390万円ほどございまして、その金額を合計すると、大体先ほど委員がおっしゃった令和3年度からの減少額になります。

それから、今後のバス運行の見直しでございますけれども、6月の議会の際にもある議員からの質問でお答えしておりますけれども、基本的には委員おっしゃるとおり、利用状況を見ながら見直しを図っていくわけですが、現状で湯田方面のおでかけバスの2便目ですか、2便目がちょっと沢内方面に比べて少ないという状況になっておりますので、今後もし検討す

るとすれば、そこをデマンド化する等の検討はしていく必要があるだろうなど。これは6月の議会でも答弁しておりますが、現状そういったところでございます。

委員長 中村ひとみ君。

4番 また14ページ、先ほどの質問の下のところになりますけれども、がんばる西和賀応援基金の積立金というのは、これは何に使えるのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、がんばる西和賀応援基金ですけれども、この基金に積み立てる財源は、ふるさと納税での寄附をこの基金に積立てを行って、翌年度の事業に充当しております、基本的には。ということなので、西和賀町を応援するために寄せられた寄附金を適正に管理し、寄附者の意向を具体的に政策に反映させ、多様な人々の参加による魅力あるまちづくりを行う事業の財源に充てるための基金とされておるものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、次に進めます。15ページ、16ページ。

(なしの声)

委員長 では、次に進めます。17ページ、18ページ。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

ここで企画課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたい……

企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 すみません。歳入のほうの質問で保留にしておりました答弁、今数字が分かりましたので、広報を有料で購読している方の人数ですけれども、35人でした。すみません。町外に発送しているのは、100人以上発送しているのですけれども、有料で購読い

ただいている方は35人で2,300円、単価が。それで先ほどの決算額になるということでございます。申し訳ございません。

委員長 よろしいですか。

普本歌織君。

3番 すみません。抜粋のほうにはないのですが、決算書のほうで312ページなのですけれども、国民健康保険事業財政調整基金、伺っていますか。

(駄目の声)

3番 取り下げます。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

ただいまの委員からの基金は、健康福祉課が所管になりますので、そちらの決算審査の際にお尋ねいただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

ここで企画課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで企画課への審査をひとまず終了し、次の観光商工課の審査に移るため2時40分まで休憩いたします。

午後 2時28分 休 憩

午後 2時40分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課は、一般会計のほかに温泉事業特別会計もありますので、併せて審査します。

観光商工課が所管するのは5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費であります。

観光商工課長より決算の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、決算状況について説明

申し上げる前に、委員各位にはご協力いただき、人材研修の場としても活用させていただき趣旨により、当課からも職員5名を随行させていただきましたので、ご紹介させていただきます。課長代理、為田美代子です。主な担当業務は、商工業に関することとなります。観光振興特命主幹の古桑整です。西和賀町観光協会事務局長でございます。続きまして、主査、高鷹仁、主な業務は温泉施設の維持管理となります。続きまして、主査の高橋寛です。主な業務は、観光振興計画、錦秋湖マラソンの関係となります。主任、柿澤雄太です。主な業務は、観光資源の整備、維持管理となります。そして最後ですが、私は観光商工課の課長の真壁一男です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから説明いたしますし、必要に応じて課長代理からも説明や回答をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして令和4年度の観光商工課所管の決算状況につきまして概要を説明させていただきますが、既にお手元に配付させていただきます当課所管の一般会計歳入歳出決算書、一部抜粋により説明をいたします。ただ、この抜粋につきましては、私、資料を作成する際に翌年度の繰越明許費の分の記載がないもので作成してしまいまして、本日その部分が記載されたものをお配りさせていただきましたので、大変申し訳ありませんが、そちらのほうを見ていただければと思います。

それでは、説明いたします。まず初めに、歳出についてでございますが、抜粋の決算書5ページ、6ページのほうをお開きいただきたいと思います。5款労働費、18節負担金、補助金及び交付金ですが、北上雇用対策協議会ほか1団体の負担金です。若年者ふるさと就職支援事業交付金は、決算附属資料の114ページ上段にも詳細がございます。退職金共済助成金は、次の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金ととも

に決算附属資料の113ページに詳細を記載しております。

6款の農林水産業費、10節需用費の修繕料は、焼地台公園の既存施設関連の修繕でございます。12節委託料は、焼地台公園の指定管理料です。また、14節工事請負費は、利用者の利便性、安全対策を図るため、焼地台公園駐車場安全柵の修繕等を行ったものでございます。詳細につきましては、決算附属資料の140ページ下段にもございますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。7款商工費となります。1目商工総務費は、一般職員の給与等のほか、18節負担金、補助及び交付金の財団法人いわて産業振興センターなど4団体への負担金、助成金でございます。西和賀町工場及び観光宿泊施設設置奨励金は、町内に工場などを新築または増設、増築など一定以上の規模拡大を行った企業に対し、固定資産税発生の年度から3年間、同額を奨励金として支援するもので、令和3年度から貝沢地区のビール製造工場を経営する企業を対象としたものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。2目商工振興費ですが、12節委託料のふるさと館管理業務委託料は、ほっとゆだ駅前の商工会館、湯夢プラザの町所有分に係る管理業務委託料となります。

17節備品購入費、業務用ガスレンジ、ゆで麺機は湯夢プラザの備品が経年劣化により故障し、対応部品なども製造中止となっていたことから更新を図ったものでございます。

18節の負担金、補助及び交付金の中小企業振興資金利子補給費補助金、中小企業振興資金保証料補給費補助金、さらに小規模事業者経営改善資金利子補給費補助金、いわゆるマル経融資と、20節貸付金、中小企業振興資金貸付金は附属資料の115ページにその詳細がございます。

北上地区勤労者福祉サービスセンター負担金

は、同じく附属資料の117ページ上段にございますので、ご確認いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症対策関連ですが、新型コロナウイルス緊急資金利子補給費補助金と岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給費補助金は、資金を必要とする事業者への支援のため、民間や岩手県が融資した制度に対し利子を補給したもので、詳細につきましては附属資料の170ページ下段のほうを御覧いただきたいと思ひます。

続きまして、新ビジネスチャレンジ事業費補助金、プレミアム商品券発行事業費補助金、新型コロナウイルス感染症予防対策事業、エネルギー価格高騰対策支援給付金の詳細は、附属資料116ページを御覧いただきたいと思ひます。外国人材受入企業等支援事業費補助金、創業等支援事業費補助金の詳細は、附属資料の118ページのほうを御覧ください。

続きまして、3目の観光費です。1節の報酬、2節給料は、観光商工推進協議会委員、観光振興特命主幹及び登山道や散策路などの刈り払い、あやめ園の維持管理に係る報酬や給与となります。

11ページ、12ページをお開きください。3節の職員手当等、4節共済費は、それらに付随するものとなります。

10節需用費の修繕料は、観光施設、観光資源整備関連の修繕料となります。

11節の役務費では、湯夢プラザなどWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費などとなります。

12節の委託料は、各観光施設及び観光資源の指定管理料、委託料となります。詳細につきましては、10節で説明させていただいた修繕料なども含めまして、決算附属資料119ページ上段、観光施設維持管理運営費、沢内バーデンの指定管理、レストハウスゆのさわ指定管理、道の駅錦秋湖管理業務委託、駅舎トイレ3施設の管理清掃委託、志賀来環境整備委託にあるとおりで

ございます。

また、附属資料の124ページ上段には、自然環境保護事業という補助事業、下段、観光資源環境整備事業にも委託に係る詳細を挙げております。

続きまして、13ページ、14ページのほうをお開きください。新型コロナウイルス感染症対策関連の「にしわがの宿に泊まろう」宿泊割引事業委託料の詳細につきましては、附属資料の125ページ下段にございます。

続きまして、13節の使用料及び賃借賃借料は、女神山や白糸の滝の登山口に簡易トイレを設置したものなどでございます。車両借上料や刈払機借上料は、登山遊歩道やダム関連施設の刈り払い用に借り上げたものとなります。

14節の工事請負費は、沢内バーデンの観光案内板撤去工事、ダミーマンホール設置工事となります。

17節の備品購入費は、レストハウスゆのさわの業務用冷凍冷蔵庫、FF式暖房機について、いずれも経年劣化により不具合が生じており、交換部品の調達もできないことから更新を図ったものでございます。

18節の負担金、補助及び交付金は、各種団体への加入負担金、活動補助金となります。イベント関連は、決算附属資料120ページから122ページに記載しております。西和賀町観光協会補助金については、同じく決算附属資料の123ページ、また西和賀町宿泊助成事業補助金については119ページに詳細を載せております。温泉開発事業費補助金は、町内温泉旅館の2施設の設備改修に係る補助金となります。

27節繰出金温泉事業特別会計繰出金は、決算附属資料126ページに記載しております。温泉事業の特別会計につきましては、一般会計終了後、改めて説明をさせていただきます。

続いて、一般会計の歳入のほうを説明させていただきます。決算書の1ページ、2ページを御覧ください。15款1項4目及び5目使用料は、

各施設の行政財産使用料となります。

16款3項3目国庫支出金は、湯田ダム敷の除草作業に係る受託金です。本受託金にて作業員の確保や車両、草刈り機械を借り受けております。

17款3項3目県支出金は、自然保護指導員の設置や自然公園保護管理について受託をしているものです。町が増額し、自然環境の保全を行っているというものになります。

20款1項1目基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策として交付された地方創生臨時交付金を基金化し、令和2年度に県などから特別融資された事業者が負担すべき利子について補給するため、基金から一般会計に繰り出しを行っているものです。

3ページ、4ページを御覧ください。22款3項3目諸収入、労働諸費貸付金元利収入と5目商工費貸付金元利収入は、年度当初に金融機関に貸し付け、勤労者生活安定事業と中小企業融資事業においてその財源とし、年度末に返金をいただいているものです。その他雑入につきましては、自動販売機の設置に係る電気代相当額や中小企業融資事業における早期完済に係る保証料の返戻金で、また飲食宿泊応援券とプレミアム商品券の未換金分について精算を行ったものとなります。

以上で観光商工課の一般会計決算の歳入と5款、6款及び7款の歳出に係る概要説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。5、6ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に進めさせていただきます。7ページ、8ページ。

(なしの声)

委員長 では、次に進めさせていただきます。9ページ、10ページ。

真嶋実君。

2番 まず、18節ですか、プレミアム商品券について伺います。プレミアム商品券については、私も利用させていただいて、大変有用な形の事業とっておりますけれども、商工費の中においてはかなりのまず金額ベースになっているのではないかなと思っておりますが、町内の商工観光における業種別、業態別の効果というのは分析されているか。

あとそれから、販売の形なのでございますけれども、まず1巡目という言い方をされているものについては町内くまなく販売をされているようで、利便性も十分にあるかと思っておりますけれども、2巡目以降になると、やはり地域的な条件によって購入、利用しやすい地域としにくい地域があるのではないかなと思っておりますけれども、そういう地域的なサービスの偏りについては検討されているかお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、委員がおっしゃるとおり、大きい金額というようなことでございまして、まず経済効果につきましても、これまでもプレミアム商品券につきましては経済効果は幾らぐらいかというような形で試算をしてきているところでございます。令和4年度におきましても、効果につきましては現在まだ実際にまとまっていないというふうな段階ではございますが、そういうものは調査をしながら示していきたいというふうに考えているものです。

どういう業種にどれだけの効果があったかというか、プレミアム商品券が使われたかというような部分につきましては、既にそこは取りまとめが行われておりまして、ちょっと多いなと思っているのはガソリンスタンドですとか、あとは金額的にもかさむところということもあ



るのですけれども、自動車修理であるとか、そういう部分に対してのものがやっぱり大きいなというふうに捉えております。

あと、1巡目、2巡目というようなところで、商品券の販売地域というようなところもあると思いますが、確かに1巡目につきましてはいろいろ施設を回ったりとか、そういう部分での販売はいたしますが、2巡目についてはやっぱりなかなかそういう配慮ができていなかったというのが実感でございます。

委員長 中村ひとみ君。

4番 10ページの負担金、補助及び交付金のところの新ビジネスチャレンジ事業費補助金、附属資料のほうの116ページに下のところに、3事業者ということで新商品開発などと書かれていますけれども、これもし差し支えなければ内容を教えていただけますでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

新ビジネスチャレンジ補助金につきましては、令和4年度は3件の実績ということでございまして、こちらの事業につきましては町内に事業所を有し事業活動を行う方、その方の新たな事業展開といいますか、そういう部分で研究開発につきましてはまず100万円の補助の上限、あと販売促進につきましては50万円、知的財産権取得は25万円というような形の内容になっております。

令和4年度につきましては、調査研究というような部分で新たな、言ってもいいと思いますが、電動キックボードをまず借り受けて、それで町内で実施をしてみたりとか、そういうような部分に使ったのと、あとは自分が手がけている、そういう製造に係る部分でさらに規模を拡大しようというようなものに1件、あとは販売促進のほうで1件というような内容になってございまして、そちらは旅館関係のほうということでございます。

以上です。

委員長 真嶋実君。

2番 先ほどと同じですけれども、18節ですけれども、次は北上地区勤労者福祉サービスセンター事業について、これは附属資料の117ページを基にお伺いしますけれども、このサービスセンターについて、年度末会員数2,247人という数字が示されていますが、これはセンター全体かなと思うのですけれども、町内の会員がどのぐらいいらっしゃるのかなということ、それから事業概要を見ると、定期健診や人間ドック等ということで、町内で言えば健康福祉課等で行っている事業と重なるような内容のように見えますけれども、町内での事業利用というのはどういうふうになっているのか。

それから、事業名の基のところを見ますと、勤労者福祉サービスがついていますけれども、もともと私記憶しているのは勤労者福祉センターというような、ここの事業ではソフト面の事業が書かれていますけれども、ハード、ソフトを含めたところで、この負担金というのはどういう意味合いになるのかなということでお伺いします。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから北上地区勤労者福祉サービスセンター事業ということについてお答えいたします。

まず、このセンターにつきましては、中小企業の従業員と事業主をサポートするセンターになってございまして、決算附属資料では年度末会員2,247人、そのうち西和賀町の会員数は現在54人となっております。その中で、定期健診や人間ドック等の受診の際に一定の助成を行うというものもあります。令和4年度につきましては、会員の皆様が使用したという実績はございますが、どういうふうに、どこに使われたということにつきましては把握をしてございません。

まず、利用会員の利用が何人あったということのみの実績でございます。健診の助成ということで、助成した人数ですけれども、56名の

支出があるというところですか。前年度末の会員数から今年度末にちょっと増減があったものですから、使われた方たちはその数字、56名ということになっております。

最後の質問ですけれども、名称がやはり北上地区勤労者福祉サービスセンターという名称になっております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、次に進めさせていただきます。11ページ、12ページ。

北村嗣雄君。

1番 ちょっとすみません。1つ落としたのがあって2点ほどお伺いします。

12ページのハッチョウトンボの生息地の巡視業務委託料の件なのですが、これ以前から私もちょっと時々お伺いしているのですが、まず1つはこの場所に現在もハッチョウトンボが生息しているのかどうか、その辺担当課で確認しなかったか。

それから、すみません、ちょっと1回10ページに戻って、新ビジネスチャレンジの事業費補助金193万ほどの決算になっておりますが、これは4年度においてはどのような取組をされた、チャレンジされた事業に助成されたのか、ちょっとその辺をお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

ハッチョウトンボにつきましては、ハッチョウトンボは本州に生息するというものだと思っておりますが、年々その区域もやっぱり環境の変化でだんだん縮小されてきてまして、恐らく沢内村では平成3年度に村のほうで、そういう保護の区域というものを定めたということだったというふうに理解しております。現在に至りまして、貝沢の地区でしょうか、まずハッチョウトンボの生息区域については地元の協力を得ながら整備に努めているところでござい

まして、ハッチョウトンボは生息しているということで、担当課のほうでも確認はしているところでございます。

あと、質問いただきました新ビジネスチャレンジ補助金につきましては、先ほど中村委員の質問の際にお答えいたしました3件の実績というようなことで、調査研究2件に販売促進1件というような形での補助金の内容となっておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 ビジネスチャレンジについては、まず一応理解しますが、ハッチョウトンボの生息地の巡視業務委託料ですが、これ現場に私も伺ったりしているのですが、自然の生息ですから、やたらに管理するといってもあれですが、こうしてハッチョウトンボという自然保護のあれを取っているのであれば、やっぱり関心を持って見られる方もいらっしゃるのでは、もう少し管理の仕方にも方法があるのではないかなと思うのですけれども、若干でも立ち入っている方もいらっしゃると思いますので、そうであればやっぱり幾らか見られるような、足場もあまりよくない感じなので、ちょっと今後ちょっとしたものが必要かなと思いますが、その辺申し上げておきます。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 今委員のおっしゃられたような内容につきましては、まず内部のほうでちょっと検討させていただきながらというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、次に進めさせていただきますけれども、13、14ページ、質疑ございませんか。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 14ページ上のほうの2つ目です。観光コンサルティング業務委託料ということで143万、これは観光計画の作成などに対してでしたよね。

内容はかなりしっかりしているし、当局も、あるいは各事業者もそれぞれやるのが明確化されているかなと思っています。額に見合ったインパクトがあるのかなと思うのですが、それに基づいて実行できるような体制がきちっと整えられそうか。今年度の予算の段階でいろいろ増やされた部分もありますけれども、どういう感じですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

観光コンサルティング業務の関係につきましては、まずコンサルティング業務を委託しながら、観光情報の発信のSNS等の分析ですとか、また観光分野の地域おこし協力隊の採用についてどういう形で進めたらいいのかというようなところの、そういう調査取りまとめを行っていただいている部分ですとか、あとは顧客満足度調査、これがまず一番大きい部分になるかというふうに捉えております。

実際体制がどうかというようなところもあるのですが、そういう業務を担っていただく中でまず中心となって進める部分といたしましては観光協会ですとか、あとは町の担当課というような部分が主になるようなところだと思います。今まさに今年度、定期的に打合せを持つような形にいたしまして、そういう分析結果についての検討ですとか、あとは実際に観光政策をまずどのような形で進めるのが効率的によいのかというような話しは持っております。また、具体的にも、町における観光の部分で課題として捉える部分についても、まず着々とそういう課題解決に向けた話し合いというものを持っている段階でございます。毎月1回実施するような形で進めています。

以上です。

委員長 刈田敏君。

11番 14ページの西和賀町観光協会の補助金、これ附属資料の123ページの観光案内ということで実施状況の下にありますけれども、達成率

が110.4%ということであります。これどのように分析されているのか、そして西和賀町に来る人のニーズとか問題とか把握されていると思いますけれども、その辺いかに分析になりますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

観光案内所の窓口業務の部分ということになるかと思いますが、活動指標としては6,500の方が訪れるというような部分に対して、それの対応が実際7,176件あったというようなもので、率にすると110.4%というものになると思います。

こちらの窓口対応につきましても、先ほどコンサルティング業務の部分でもお話ししましたが、実際コンサルティング業務を受けていただいている方も交えながら、観光協会、町のほうで実際に月にどういうふうな活動を行い、どういう対応を行い、またどういうことを改善していくべきかというようなところの話し合いを進めていて、対応をさらによいものにしていこうというふうなことで今年まず取り組んでいるものでございます。そのようなことで改善を図っていきたいというふうにまず思っております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

11番 分析急いで、スピード感を持って進めていただければと思います。やっぱり西和賀に来る観光の人たちのその辺は十分把握しておかないと、次の対策というのは取れないと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

その下の雪あかりについてお伺いします。附属資料の122ページ、ここには観光消費額ということで載っていますけれども、これは令和4年度の方ではどのように評価していますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

雪あかり in にしわがということで、まずこちらの事務局が商工会というところで、

実行委員会を組織して進めている状況でございます。まして、令和4年度につきましては非常に天候もよかったというようなことから、来場者数もかなり多かったというふうに把握しているところでございます。

観光消費額につきましても、まず来場された人数に沿って算定されているものでございますし、主に日帰り関係が多かったという部分から、その算定額が観光消費額という形で表されているものでございます。なかなか天候にもちょっと左右されたりとか、あと駐車場の確保の問題とか、いろいろな課題もあるかもしれませんが、まずそういう部分を改善しながら、さらにこの雪あかりというものにつきましては大きな観光の冬の目玉になるものというふうに捉えているところでございます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

11番 観光消費額ということになると、消費単価というのがありますけれども、これはずっと変わらないで今までできていますか、消費単価というのは。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

調査の基礎となる数値の部分ですが、こちらにつきましては第一次観光振興計画を策定した際ですので、平成27年から平成29年の計画の際の数字となりますので、ここは改めて試算し直した形で、今第二次の観光振興計画になっておりますので、そのようなどころで出していくこととしたいと思っております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

11番 観光を盛り上げていくには、やっぱり消費単価を上げることと、あと人数も上げていかなければいけないと思っております。その辺しっかり分析していかないといけないと思っておりますけれども、今分析していますと言ってもなかなか、即効力が欲しいと思っておりますけれども、その点考え

ていかなくはないと思いますので、早めにやっぱり次のステップを踏むように進めることが必要ではないですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 その点につきましては、委員のおっしゃるとおりだと思いますので、迅速に対応していきたいと思っております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 今の刈田委員の雪あかりのこともなのですけれども、ほかにも錦秋湖マラソン大会補助金とか、錦秋湖湖水まつり事業補助金とかも含めてなのですが、結構人が動くイベントでそれぞれ補助をする必然性とか意義はあると思うのですが、雪あかりでかなり人が来ていたときに、コロナのこともありますけれども、店がないよなど、お金を使う場所がないよなどというのを、お客さんのほうからも声があったというのがあります。これは雪あかりに限らず、湖水まつりもそうかなと、マラソンの場合はちょっと性質が違うかもしれませんが、おもてなしという面でも、気持ちよくお金を使ってもらえるのであれば、気持ちよくお金を使ってもらったほうがいい。北上線の絡みもありますから、駐車場とか有料にして、北上線に乗ってくださいななど、いろいろとやれることがあるのではないかなというふうに思っています。

今出している額よりももうちょっと足せば、より人を動かせるとかであれば増やしてもいいしと思うのですけれども、さっきの雪あかりとかぶる部分がありますが、ほかの2つのイベントも含めてどうでしょう。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、町で実施するイベントにおいて、例えば雪あかり、湖水まつり、マラソンというようなところで、そういう出店するような部分ですとか町の飲食店、宿泊関係というような部分での動きがあまり大きくないというか、見えないというか、そういう部分の話になるの

かもしれません。雪あかりを考えてみますと、雪あかり自体というのは、そもそもイベントではあるのですけれども、割と始まった当初から静の感じで静かな景色を楽しむというような部分もあったと思います。そのような中から、だんだん年月を重ねるうちに駅前で少しちょっと出店を出すとか、そういう部分もあったと思いますが、そういうのもコロナ禍でなくなった段階で、また今、ではどうしようかというような話にもなるのだというふうに捉えております。

また、錦秋湖マラソンにつきましても、当日は町内の事業者さんが広場というか、今開会式はなくなりましたが、その広場のほうで出店をしながら、まず町の特産品を販売するような形を取っているというふうに理解しております。

財源確保のもし話だとすれば、例えば駐車場などもお金を取ってとか、そういう意味合いもごございますでしょうか。まず、マラソンを例にちょっと考えてみたのですけれども、確かに財源確保の面からはそういう有料にしてというような考え方もございますが、マラソン自体の参加料というものも年々物価上昇ですとか、あと実際事業者さんからいただく協賛金というのも、事業者さん自身も大変になってきて、年々少なくなっていく段階で、まず参加料の形の上乗せというものになっております。そこにさらにまたお金をいただくというのが少し検討する部分はあるかなというふうに捉えているものです。

また、実際駐車場自体もなかなか不足しておりますし、旧小学校のグラウンドを使ったり、銀河ホールの砂利の駐車場を使ったりとか、あと町道の片側を充てたりとか、参加者の方にとっても割と不便をかけている部分もありますし。思うのですけれども、町の姿勢としてもそういう部分については、例えばほかのところでもよくあるのは、イベントだと民間ですとか、そういううちの方が駐車場を有料で用意するというものもあるのですけれども、町のほうでは駐車場を貸していただきたいと言うと、どうぞというような

形で、これが割とこの町のスタイルかなというか、いい面でもあるかなというふうに捉えるところがございまして、意見は参考にさせていただきますが、まずその部分は検討したいというふうに思います。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 すごくよく分かります、駐車場の話に関しては。よそに行くと、ふだんは建設会社の車が置いてあるところが1日1,000円とかの駐車場になっていたりするような話ですよ。財源確保というのも1つですし、あともう一つは町内もしくは町外の事業者も巻き込んで、より盛り上げていくことができるのかなということも思っています、それに関してはコロナが明けて、これからまたいろいろ変わっていくと思うので、効果的に補助していけばいいのかなと思います。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 附属資料の123ページ下段、下段というかⅢ番です。観光振興に係る人材課題の対策というところで、知識とスキルの向上を目的とした人材育成という部分です。こちらの町内観光スポット見学ツアーの検討とありますけれども、これは検討されたのかということと、検討されて実施された場合はどこに行かれたのかとか、あとはこういった現地の視察ですとか勉強会みたいなものは大体どういった頻度でやられているのか教えていただけますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、観光協会の中の事業というようにところにはなるかと思いますが、そういう部分での人材育成の部分ですとか、そういうふうな新たなコンテンツの発掘みたいところの部分になるかと思います。観光協会の中で実施している町の関係団体とか組織のそういうふうなスキルアップ研修のような形のものはいま実際行っており

まして、令和2年度からでいきますと、コロナの状況にありまして、感染症対策についてのそういうふうな事業者さんの勉強会を開催したりですとか、また令和4年度ではおもてなしの向上講演会というようなことで対象は飲食店とか宿泊業者になりますけれども、まず電話や来客対応とか、そういうような接遇等の対応なども手がけているところでございます。

また、今まさにインバウンドの関係もございまして、インバウンドの対応ということで先進、花巻等の民間だったと思いますが、そういう部分に研修に出かけてご指導を仰ぐというような、そういう取組をまず行っているという状況でございます。

あと、秀衡街道ガイドの会とか、町内にもいろんな組織がございまして、そういう部分の関わりを観光協会が持っております、ガイドの会の研修を企画したりとか、実際町外からまず人を誘客するような形で一緒にコースを回るような場を企画するとか、そういうような取組をまず行っているという状況です。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 今年もこういった多分人材育成というのは続けて行われていると思うのですが、できましたらこの西和賀町の地域資源のことをもっと勉強する機会というのを設けていただきたいなと思います。

あと、続けてもいいですか。もう一つ、14ページのちょうど中段ぐらいになりますが、観光案内板の撤去工事とあります。これは、どこの観光案内板を撤去されたのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

看板につきましては、沢内バーデンの看板ということで、新町と川舟に設置していたものが老朽化でちょっと危険だというような部分がありまして、それを撤去したという内容でございます。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 附属資料だと119ページですが、下段です。体験型観光推進事業ということで79万5,000円。これ延べ3施設、延べ3団体、宿泊客数が延べ270人ということでしたけれども、どういう利用があって、それは今後も継続しそうか、そして今後拡大できそうかということについて伺いたいです。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

西和賀町の宿泊助成事業補助金につきましては、まず内容的には10人以上の団体の宿泊で宿泊日数が3日以上、かつ延べ人数が40人以上の宿泊というような形になっております。補助対象事業の経費の3分の1で30万円を上限とするという、内容はそのようになっております。利用された団体というのは、大体が水泳高校であるとか、スポーツクラブの水泳の部分ですとか、まず3団体ありましたが、全て水泳のほうであったということでございます。

今後のニーズの見通しなのですけれども、現在利用実績がそういうスポーツ合宿がメインだという部分なのですけれども、今コロナの関係も落ち着いて、町内はちょっとまだあるかもしれませんが、落ち着いてきたというような部分があり、県や他市町村と合同で開催する合宿誘致説明会というものもあって、そういう部分に積極的に参加しながら、まず水泳のみではなくて、ほかの競技についてもやっぱりそういう働きかけを行っていきたいと思いますし、スポーツのみならず芸術活動とか、そういうふうな合宿などもあると思いますので、そういう部分では推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。水泳ということがありましたけれども、ほかに重点的に働きか

けようと思っているような分野、今文化芸術の話もありましたが、そこも含めて何かお考えはありますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

今例えばどの種目とか、どういう団体をというのは具体的にはまだないのですけれども、過去であれば企業のソフトボールの実業団ですか、が来てというような部分もありましたし、錦秋湖の湖面活用の部分であれば、過去にもあったと思います。大学の水上スキーのような形のものも出てきていたと思いますので、いろいろな可能性はあるというふうに思っておりますので、そこを広くPRするような形かと思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第7号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を進めます。

観光商工課長より決算の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは続きまして、温泉事業特別会計歳入歳出決算につきまして、お配りの令和4年度決算書温泉事業特別会計抜粋により説明させていただきます。

まず、歳出ですが、令和4年度決算書温泉事業特別会計(抜粋)、歳出の1ページ、2ページ目をお開きください。1款温泉事業費、1項1目温泉施設管理費は、各温泉施設の管理費となります。

10節の需用費の光熱水費は、各源泉ポンプの

電気料となります。修繕料につきましては、附属資料218ページにもございますが、高額な支出といたしましては丑の湯の温度調整等の修繕といたしまして73万3,700円、ほっとゆだ温度調整装置等修繕26万5,650円、峠山パークランド炊事棟雪害修繕44万円となっております。

11節役員費は、ほっとゆだのWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費と温泉施設の建物共済保険料となります。

12節委託料は、各施設の指定管理料などや砂ゆっこ源泉と真昼温泉の源泉のコンプレッサー保守管理業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料は、温泉会館敷ほっとゆだの土地借り上げ料や下水道施設……

(何事かの声)

観光商工課長 それでは、決算書のほうで説明させていただきます。失礼いたしました。それでは、決算書では299ページと300ページとなります。失礼いたしました。そうすると、最初から説明いたしますか。

それでは、最初から説明いたします。1款1項1目の10節の需用費の光熱水費は、各源泉ポンプの電気料となります。修繕料につきましては、決算附属資料の218ページで、先ほど説明いたしましたとおりでございます。

11節のほっとゆだのWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費と温泉施設の建物共済保険料となります。

12節委託料は、各施設の指定管理料などや砂ゆっこ温泉と真昼温泉源泉のコンプレッサー保守管理業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料は、温泉会館敷の土地借り上げ料や下水道施設敷借り上げ料となります。

14節工事請負費は、ほっとゆだ浴室等改修工事、槻沢温泉源泉エアースパイプ等更新工事、錦秋湖サービスエリア防風ドーム上部解体撤去工事が主なものとなります。決算附属資料の270ページに記載しているとおりでございます。

15節原材料費は、砂ゆっこの砂風呂用珪砂購入費です。

24節積立金は、歳入説明の折に説明させていただきます。

27節繰出金は、温泉開発事業費補助金として一般会計への繰り出しとなります。

2款の公債費につきましては、次の301ページ、302ページのほうを御覧いただきたいと思えます。1項1目22節償還金、利子及び割引料は、不測の場合に借入れする起債があった場合の現年から必要となった地方債利子として予算計上したものでありますが、令和3年度は借入れがなかったために支出がありませんでした。

3款予備費についても支出がありませんでしたので、歳出については以上となります。

次に、歳入でございます。ページ数では、295ページと296ページを御覧いただきたいと思えます。1款1項1目1節温泉使用料は、西和賀町温泉条例により算定した悠々館とかたくりの園の温泉使用料収入となります。

2節温泉施設使用料は、真昼温泉、丑の湯の入浴料、各施設の行政財産、自動販売機の設置使用料収入ということになります。

2款財産収入ですけれども、1項1目温泉開発整備基金の利子収入では、先ほど歳出でお話しさせていただいた24節の積立金として同額を同基金に積立てをしております。

なお、基金運用状況調書については、決算書の312ページのほうに記載がありますが、上段が温泉開発整備基金の移動状況となります。先ほどお話しさせていただいた積立金3,000円の増額と一般会計への繰出金628万円の減の分での額を記載しております、令和5年3月31日現在の残高は7,408万6,800円となります。

3款の繰入金ですけれども、1項1目1節一般会計繰入金は一般会計からの繰入れを行ったものでございます。

2項1目1節温泉開発整備基金繰入金は、温泉開発整備事業補助金の財源とするため、先ほ

ど基金運用状況で説明させていただいたように、基金から温泉事業特別会計に繰入れを行っているものです。

次に、4款1項1目繰越金ですが、こちらは前年度からの繰越金となります。

次のページを御覧ください。297ページ、298ページでございますが、5款2項1目雑入ですが、ほっとゆだとJR駅舎の共有施設の供用費収入と自動販売機電気使用料収入となります。

大変失礼いたしました。以上で観光商工課の温泉事業特別会計の概要について説明させていただきます。よろしくお願ひします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第7号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで観光商工課への審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

次週9月11日は午前9時30分から健康福祉課の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時46分 散 会